

# 令和8年第2回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和8年3月5日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和8年3月5日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長	及川 秀一郎
教育長	井内 聖
代表監査委員	小川 誠一

5 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長	田中 一省		
総務課			
総務担当課長	岡 康弘	情報担当課長	池田 恵司
政策推進課			
まちづくり担当課長	山口 崇	企画財政担当課長	木林 一雄
税務住民課			
税務戸籍担当課長	奥田 浩司	生活環境担当課長	佐々木 智紀
産業振興課			
産業振興担当課長	森池 和哉		
建設課			
土木公園担当課長	塩谷 慎嗣	施設担当課長	伊藤 富美雄
健康福祉課			
国保介護担当課長	阿部 充幸	健康福祉担当課長	小坂橋 憲仁
水道課			
水道担当課長	谷村 英俊	下水道担当課長	佐々木 貴之
住民サービス課 兼 商工観光課			
総合支所長	村上 純一		

6 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会

社会教育担当次長	渡邊 匡人	学校教育担当次長	佐々木 英生
----------	-------	----------	--------

7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 石塚 一 哉 主 幹 鈴木 慎 二

○ 議事日程 (第1号)

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5		行政報告
日程第6	報告第2号	専決処分事項の報告について(早来学園冷房設備改修機械設備工事請負契約の変更について)
日程第7	承認第1号	専決処分事項の承認について(令和7年度安平町一般会計補正予算(第8号)について)
日程第8	議案第1号	安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第2号	令和7年度安平町一般会計補正予算(第9号)について
日程第10	議案第3号	令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第11	議案第4号	令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第12	議案第5号	令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について
日程第13	議案第6号	令和7年度安平町水道事業会計補正予算(第5号)について
日程第14	議案第7号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第6号)について
日程第15		一般質問
日程第16	議案第8号	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
日程第17	議案第9号	安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第18	議案第10号	安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第19	議案第 11 号	安平町特定職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第 12 号	安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第 13 号	安平町米麦乾燥調整施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第 14 号	安平町米麦乾燥調整施設の指定管理者の指定について
日程第23	議案第 15 号	安平町野菜共同出荷場の指定管理者の指定について
日程第24	議案第 16 号	安平町児童館の指定管理者の指定について
日程第25	議案第 17 号	財産の無償貸付について（早来地区児童福祉複合施設の土地及び建物の一部）
日程第26	議案第 18 号	令和 7 年度水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について
日程第27	議案第 19 号	令和 7 年度下水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について
日程第28	議案第 20 号	令和 8 年度安平町一般会計予算について
日程第29	議案第 21 号	令和 8 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第30	議案第 22 号	令和 8 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第31	議案第 23 号	令和 8 年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第32	議案第 24 号	令和 8 年度安平町水道事業会計予算について
日程第33	議案第 25 号	令和 8 年度安平町下水道事業会計予算について
日程第34	議案第 26 号	安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	意見案第 1 号	高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書（案）について
日程第36	意見案第 2 号	非核三原則の堅持と法制化を求める意見書（案）について
日程第37		議員派遣の件について
日程第38		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第39		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第40		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

- 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第15 一般質問

- 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3 番	小笠原 直 治
10 番	高 山 正 人

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 議長あいさつ

(議長 起立)

○議長(多田政拓君) おはようございます。令和8年第2回安平町定例会議会の招集をお願いしましたところ、皆様方、議員各位並びに説明員の皆様方にご出席いただきました。ご苦労様です。

我々も今期最後の定例会となります。併せて町長も改選となりますことから、提案されました予算については骨格予算となっていますが、大変重要な内容ですので慎重に審議していただくことをお願いします。またボリュームが非常に多いですが、期間内に審議が終了されますよう議員各位並びに説明員の皆様方も工夫されて質疑していただくようお願いします。

また、過日報道でもありましたように町内で鳥インフルの事案が発生しています。担当課等の説明員の要請が出るやもしれませんが議員の皆様方にも協力の方よろしくお願ひしたいと思っています。

また、本日は最後の議会ということで、報道各社から撮影の許可願ひが出ていますのでこれを許可していただきますのでご承知おき願ひたいと思います。

(議長 着席)

---

[開会・開議 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長(多田政拓君) 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、只今から令和8年第2回安平町議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(多田政拓君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

3番 小笠原 直 治 議員  
10番 高 山 正 人 議員 を指名致します。

---

◎ 日程第2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第2、議長諸般事項報告を行います。

昨年12月定例会以降における議長の諸般事項報告は、既にお手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に各委員長から閉会中に行われた所掌事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許可します。

初めに議会改革調査特別委員会の調査報告をお願いします。

〔梅森議会改革調査特別委員長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11番梅森です。それでは議会改革調査特別委員会から報告します。

「資料朗読」

令和8年2月26日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会議会規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査の目的 議会改革の調査

- (1)事 件 ①議会懇談会における意見・要望等の対応について  
②その他
- (2)日 時 令和8年1月21日(水)午後2時30分～午後3時00分
- (3)場 所 総合庁舎 議場
- (4)出席委員 梅森委員長、工藤委員、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、  
三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員
- (5)委員外 多田議長
- (6)事務局 石塚事務局長、鈴木主幹

(7)結果(概要)

事件①議会懇談会における意見・要望等の対応については令和7年11月9日(日)及び13日(木)に開催した議会懇談会においていただいた意見等の確認とその取扱いを協議し、回答済みのもの及び行政に確認するものなどを整理し、行政に確認等すべきものは担当の常任委員長に確認のうえ事務局を通じて対応することとし、結果については議会だよりで項目をお知らせすることに決定しました。

事件②その他については議員報酬に関する報酬審議会の答申を受けたことについて、議会における対応結果を議長名で報酬審議会の全委員へ報告することに決定しました。

以上

○議会改革調査特別委員長(梅森敬仁君) 以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。

次に、議会運営委員会の所掌事務調査報告をお願いします。

[高山議会運営委員長 挙手]

○議長(多田政拓君) 高山委員長。

○議会運営委員長(高山正人君) 私の方から議会運営委員会の所掌事務調査を報告します。

「資料朗読」

令和7年12月19日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会  
委員長 高山 正人

### 所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

#### 記

#### 1 調査目的 所掌事務調査

- (1) 事 件 令和7年第8回安平町議会定例会（議事運営）の反省について
- (2) 日 時 令和7年12月18日（木）15時3分～15時9分
- (3) 場 所 総合庁舎 議長室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、梅森委員、鳥越委員、三浦委員
- (5) 委員外 多田議長
- (6) 事務局 石塚事務局長、鈴木主幹
- (7) 結 果

今定例会の運営において、大きな課題はありませんでした。

以上

次のページをご覧ください。

令和8年2月27日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会  
委員長 高山 正人

## 所掌事務調査報告書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

- 1 調査目的 所掌事務調査
- (1) 事 件 令和8年第2回安平町議会定例会の議事運営について
- (2) 日 時 令和8年2月26日（木）9時54分～12時4分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎議員 控室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、三浦委員、鳥越委員、梅森委員
- (5) 委員外 多田議長
- (6) 説明員 田中副町長
- (7) 事務局 石塚事務局長、鈴木主幹
- (8) 結 果 令和8年第2回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、田中副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受けた後、議会提出案件及び審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。  
協議の内容については別紙のとおりです。

別 紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

## 1 付議案件

### (1) 町長提出案件について 27件（行政報告は除く）

- ①行政報告 2件（早来斎場の休止について、安平町下水道ビジョン・経営戦略の策定について）
- ②報告案件 1件（専決処分事項の報告について（早来学園冷房設備改修機械設備工事請負契約の変更について））
- ③承認案件 1件（専決処分事項の承認について（令和7年度安平町一般会計補正予算（第8号）について））
- ③補正予算 6件（一般会計、3事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計）
- ④条例制定改廃 6件
  - 制定 2件（安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について）
  - 一部改正 4件（安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について、安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定について）
- ⑤その他案件 7件（安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定について、安平町野菜共同集出荷場の指定管理者の指定について、安平町児童館の指定管理者の指定について、財産の無償貸付けについて（早来地区児童福祉複合施設の土地及び建物の一部）、令和7年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和7年度下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について）
- ⑥新年度予算案 6件（一般会計、3事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計）

### (2) 議会提出案件について 7件

- ①報告案件 1件（例月出納検査報告）
- ②意見案件 2件（別紙のとおり）
- ③その他議決を要するもの 4件（議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件）

## 2 会期について

会期は3月5日（木）から11日（水）までの7日間とし、12日（木）を予

備日とすることに決定しました。

### 3 議事日程について

本委員会開催までに意見書案の提出が2件ありました。

補足の説明となりますが、2月27日に町長から1件の議案の追加依頼があり議長と協議のうえ依頼のあった追加議案を議案第26号として議事日程に加えることに決定し、3月2日全議員へ追加議案を配布しました。本日意見書案2件及び議案第26号の日程を追加した議事日程を配布しておりますのでご確認願います。

また、令和7年度一般会計補正予算第9号の審議に入る前に、安平町基金条例の一部を改正する条例の制定についての提案内容が一般会計補正予算案に関わることから、本件の議案第1号と審議を行い、その後、補正予算の審議を行うことに決定しました。

### 4 議案第9号と第10号の一括提案について

2件の議案の提案内容はいずれも令和8年度から新たに実施される「通園支援制度」に関する条例制定提案であることから、一括で提案説明を受け、その後議案ごとに質疑・討論・採決を行うことに決定しました。

### 5 一般質問について

4名の議員から8件の通告がありました。一議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間目前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないよう、また質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き通告内容については必ず質問を行い、内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、今回箱崎議員からフリップ3枚の使用願いがあり、議長が使用を許可しています。

### 6 令和8年度各会計予算の審査について

令和8年度各会計予算は、町長並びに町議会議員選挙が予定されていることから義務的経費を中心に編制された骨格予算であるため、先例により予算審査特別委員会は設置せず、本会議で予算審議を行うことに決定しました。

以上

○議会運営委員長（高山正人君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。

次に各一部事務組合議会の報告について関係議員より報告をお願いしま

す。はじめに安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

〔米川安平・厚真行政事務組合議会議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 組合議会議長の米川より  
ご報告申し上げます。

「資料朗読」

令和7年12月26日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子  
同 内藤 圭子

## 安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

### 記

- 1 会議名 令和7年第3回安平・厚真行政事務組合議会定例会
- 2 開催日 令和7年12月23日（火）午前10時00分
- 3 開催場所 安平町役場総合庁舎 議員控室
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、行政報告1件に続き報告3件、認定1件、議案2件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
  - (1) 報告第1号 専決処分事項の報告について（北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について）  
報告済

※ 江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う規約の変更を行うもの。

- (2) 報告第2号 専決処分事項の報告について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について） 報告済

※ 江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う規約の変更を行うもの。

- (3) 報告第3号 専決処分事項の報告について（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について） 報告済

※ 江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う規約の変更を行うもの。

- (4) 認定第1号 令和6年度安平・厚真行政事務組合会計歳入歳出決算の認定について 認定

※ 令和6年度組合会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査が終了したので、その意見を付して議会の認定を求めるもの。

[令和6年度 歳入歳出決算]

○歳入合計	270,665,707円
○歳出合計	264,660,783円
○歳入歳出差引残額	6,004,924円
○うち基金繰入額	5,500,000円
○翌年度繰越額	504,924円

- (5) 議案第1号 安平・厚真行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安平・厚真行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じるとともに、育児部分休業の時間拡大と、新たな育児休業制度を創設して育児休業取得の選択肢を増やすため改正するもの。

- (6) 議案第2号 令和7年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算（第1号）について 原案可決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ998万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,737万円とするもの。

歳出補正の主な内容は、総務費では職員の人事異動に伴う給料及び職員手当・共済費の減額で、衛生費は広域ごみ処理負担金を減額するもの。歳入補正の主な内容は、両町負担金を1,088万5千円減額し、繰入金は施設整備基金繰入金を220万円増額するもの。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔箱崎胆振東部消防組合議会議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） 箱崎より胆振東部消防組合議会の報告をします。

「資料朗読」

令和8年1月6日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 工藤 秀一  
同 箱崎 英輔

## 胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会定例会に出席したので、下記のとおり議会の概要を報告します。

### 記

- 1 会議名 令和7年第3回 胆振東部消防組合議会 定例会
- 2 開催日 令和7年12月26日（木）午後4時00分
- 3 開催場所 消防本部 新庁舎
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、承認1件、議案7件、報告4件について審議を行いました。

5 付議事件及び審議結果

- (1) 承認第1号 専決処分（令和7年度胆振東部消防組合補正予算（第3号）の承認について）

原案承認

※厚真支署配備の災害対応用ドローンの破損により、早急に修繕を実施するため修繕料115万5千円を増額補正したもの。

- (2) 議案第1号 胆振東部消防組合火災予防条例の一部改正について

原案可決

※火災に関する警報の根拠を明確にするとともに、林野火災注意報の発令についての規定を追加し、あわせてサウナ設備の名称を一般サウナ設備に変更し、新たに簡易サウナ設備の定義も加える改正を行ったもの。

- (3) 議案第2号 胆振東部消防組合職員定数条例の一部改正について

原案可決

※令和8年度から指揮隊の運用を開始することに伴い、職員の定数を111名から115名に改正するもの。

- (4) 議案第3号 胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

原案可決

※令和7年人事院勧告に基づき、胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。

- (5) 議案第4号 胆振東部消防組合消防本部・厚真支署庁舎・消防団拠点施設建設工事請負契約の変更について

原案可決

※当初設計において一部部材の数量算定に不足が判明したことによる数量の変更及び設計内容の見直しから確認申請の変更が生じたことによる設計内容の修正と、利便性・快適性・安全性等の向上を図るための仕様変更及び工事項目の追加・変更が生じた事による契約の変更で、契約金額に6,527万4千円を追加し、変更後の契約金額を13億5,216万4千円としたもの。

- (6) 議案第5号 胆振東部消防組合消防本部・厚真支署庁舎・消防団拠点施設外構工事請負契約の変更について

原案可決

※道道千歳鶴川線沿いの擁壁の設置に伴う地盤改良に必要な調査等の追加と公共柵の設置、施設駐車場のフェンス設置、施設管理用の掲示板の設置、取付道路の整備等による電柱の撤去・再設置・移設等に伴う工事項目の追加・変更が生じた事による契約の変更で、契約金額に2,443万1千円を追加し、変

更後の契約金額を2億4,758万8千円としたもの。

- (7) **議案第6号 財産の取得について** **原案可決**  
※令和7年11月21日に執行した指名競争入札により、新庁舎用家具一式を株式会社まこと商事から取得。取得金額は2,585万円で、机・イス・書棚・ロッカー等の備品を消防本部・消防署厚真支署に配置したもの。
- (8) **議案第7号 令和7年度胆振東部消防組合補正予算（第4号）について** **原案可決**  
※歳出では、常備消防費の消防本部費と消防署費で令和7年人事院勧告に基づく給料・職員手当・共済費等の追加と、消防施設費の安平消防施設費で電動式心肺人工蘇生器の備品購入費を計上するもの。歳入では前年度決算剰余金の追加に伴い3町の消防組合支署費分担金を減額し、歳入歳出それぞれ115万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億5,333万8千円とするもの。
- (9) **報告第1号 専決処分の報告について** **報告済**  
※胆振東部消防組合消防本部・厚真支署庁舎・消防団拠点施設電気設備工事請負契約について設計変更の必要が生じたことから、契約金額を217万8千円追加し2億9,587万8千円に契約変更したもの。
- (10) **報告第2号 専決処分の報告について** **報告済**  
※胆振東部消防組合消防本部・厚真支署庁舎・消防団拠点施設機械設備工事請負契約について設計変更の必要が生じたことから、契約金額を73万7千円追加し3億1,093万7千円に契約変更したもの。
- (11) **報告第3号 令和7年度定期監査の結果報告について** **報告済**  
※令和7年11月11日と12日の2日間にわたり実施した定期監査の結果について監査委員から報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。
- (12) **報告第4号 現金例月出納検査の結果報告について** **報告済**  
※監査委員から11月26日に実施した令和7年度7月から10月分の現金出納例月検査の結果報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。次に胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

〔鳥越胆振東部日高西部衛生組合議会議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） 胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をいたします。

「資料朗読」

令和7年12月24日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員 三浦 恵美子  
同 鳥越 真由美

## 胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

### 記

- 1 会議名 令和7年第2回 胆振東部日高西部衛生組合議会定例会
- 2 開催日 令和7年12月23日（火）午前10時00分
- 3 開催場所 むかわ町 産業会館
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、承認3件、認定1件、議案4件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
  - (1) 承認第1号 専決処分につき承認を求める件（北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件）

**原案承認**

※ 江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う規約の変更を行うもの。

- (2) 承認第2号 専決処分につき承認を求める件(北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する件) **原案承認**

※ 江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う規約の変更を行うもの。

- (3) 承認第3号 専決処分につき承認を求める件(北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件) **原案承認**

※ 江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う規約の変更を行うもの。

- (4) 認定第1号 令和6年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計歳入歳出決算に関する件 **認定可決**

※ 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査が終了したので、その意見を付して議会の認定を求めるもの。

[令和6年度 歳入歳出決算]

○歳入合計	164,840,102円
○歳出合計	159,433,177円
○歳入歳出差引残額	5,406,925円
○うち基金繰入額	5,306,925円
○翌年度繰越額	100,000円

- (5) 議案第5号 胆振東部日高西部衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 **原案可決**

※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児に係る部分休業制度が拡充されることから所要の改正を行うもの。

- (6) 議案第6号 胆振東部日高西部衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 **原案可決**

※子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を図るため、所要の改正を行うもの。

- (7) 議案第7号 令和7年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計補正予算(第1号) **原案可決**

※ 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,037万1千円とするもの。歳出補正の主なものは、議会費で旅費の費用弁償等の減額により合計178万円を減額、衛生費で「し尿処理施設運転管理業務委託料」等の減額により合計52万円を減額。また、歳入補正の主なものは町負担金206万5千円の減額と財政調整基金繰入金210万円を減額するもの。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

---

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は先ほどの議会運営委員長の報告のとおり本日3月5日から11日までの7日間とし、12日を予備日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は3月5日から11日までの7日間と決定し、12日を予備日とします。

---

◎ 日程第4 報告第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりでありますので、以上で報告済みといたします。

---

◎ 日程第5 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第6、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） みなさん、おはようございます。令和8年第2回安平町議会定例会にご参集の議員の皆様、大変ご苦労様です。そして傍聴席にお越しいただいた皆様、そしてあびらチャンネルで議会中継をご覧いただいております町民の皆様におかれましても、どうぞよろしくお願ひします。

はじめに高病原性鳥インフルエンザ、いわゆる鳥インフルエンザについてですが、昨日午前11時45分ごろ安平町内の養鶏場にて飼育鶏の死亡事例が発生し、簡易検査を実施したところA型インフルエンザの陽性反応が出ました。同日午後3時に安平町対策本部を設置・開催し、鳥インフルエンザの防疫対応行動計画表に基づく対応を検討し、その結果について午後3時30分に庁舎内の課長職を集め情報共有を図るとともに防疫作業に従事する職員の要請を行い、昨夜午後9時20分頃から午後11時40分頃まで現地の指揮室を設置する早来町民センターに防疫関係資機材の搬入作業のお手伝いを安平町職員21名が行ったところです。本日もすでに午前7時から町内3か所の消毒ポイントで消毒作業に安平町職員が従事しています。概要については以上のとおりですが、本日午前8時の北海道の高病原性鳥インフルエンザ対策本部指揮室の発表情報によりますと、本日5日に北海道は石狩家畜保健衛生所で実施した確定検査を国に報告し、高病原性鳥インフルエンザと判定されました。今後順次約18.8万羽の殺処分及び埋却作業が行われることとなります。いずれにしても北海道本庁及び胆振総合振興局などと連携を図りつつ風評被害などの対応を含め、適切に関係期間との情報共有を図りながら本町の畜産を守るために必要な対応を行ってまいります。この度の鳥インフルエンザ関係の情報については随時安平町のホームページに掲載してまいります。

次に皆さんも応援いただきましたイタリアトリノ・コルティナ冬季オリンピックの女子アイスホッケーでは、安平町出身の三浦芽依選手が出場したスマイルジャパンが初戦のフランス戦で勝利するも、その後の3試合では負けを喫し予選敗退の結果となりましたが、第2戦のドイツ戦では三浦選手が得点を決めるとともに全試合に主力選手として出場され、活躍する姿に感動とともに次の開催地であるフランスアルプスへの期待が膨らむ内容だったと思います。その他の種目においても道内出身選手が活躍する場面が多く、たくさんの勇気と感動を与えていただいた冬季オリンピック大会に改めて感謝を申し上げたいと思います。

次に待ちに待ったダイナックス・アーロムワイナリーが3月5日にグランドオープンしました。オープンに先立ち2月12日にダイナックスの小川社長

様と対談をさせていただき、小川社長様からは安平町でワイン事業を目指した経緯やこれまでの道のりを振り返っての感想やワイナリーの特色・ワインの特徴などについてお話いただき、私からもダイナックス様との関わりやワイン事業への思いとともに観光振興やまちづくりにどのようにつなげていくかなどについてお話をさせていただきました。その詳細については3月1日のワイナリーのオープンの日に合わせて、同日付けの北海道新聞朝刊、これ全道版の見開き2ページを使った新聞広告で紹介されたところです。また、その前段の2月24日にはワイナリーオープン前の町民向けイベントとして地域の関係者や飲食店の皆さんによる内覧会が行われるなど安平町民のアーロムワイナリーに対する期待も徐々に膨らんでいることを実感しました。町民の皆様、どうぞ足を運んでいただければと思います。

さて、この度の議会は私の4年の任期の最後の定例町議会となりますが、猛暑化する環境変化に対応しつつゼロカーボンを進めるため、公共施設に対する太陽光発電設備等の設置事業や地区集会所・自治会館などへのエアコンの設置、LED化の推進事業、また行政サービスの向上を図るためのデジタルDX計画推進事業、アパート建設支援などの移住定住関連事業、さらに安平町の重点事業として継続して実施しています町道遠浅酪農2号線整備事業など、総合計画及び各種計画に基づき実施する事業の経費を含む新年度当初予算などをご審議していただく議会です。どうぞよろしくお願ひします。

それでは早速ですが、令和8年第1回安平町議会臨時会以降の行政報告2件についてご報告を申し上げさせていただきますと思います。

まず1件目ですが、早来斎場の休止についてです。令和7年12月13日に早来斎場の管理人がご逝去されたことにより早来斎場の運営ができない状況となりましたので当面の間休止する措置をとり、広報あびら1月号で町民の皆様にお知らせをしたところです。斎場管理人につきましては令和8年1月1日付けで臨時的に1名の方を採用しまして、火葬炉の取扱いや収骨の作法等の火葬業務の習得に向け現在は追分斎場にて業務を行っていただいているところですが、火葬業務の習得にはかなりの時間を要することが想定されることから今回の早来斎場の休止措置をとらせていただきました。今後につきましては、火葬業務の習得時期を見極めるとともに両斎場の統廃合を含めた斎場の運営について検討を進めたいと考えています。以上、早来斎場の休止についてご報告します。

2件目です。下水道ビジョン・経営戦略の策定についてです。経営戦略とは、将来にわたり事業を安定的に継続していくための中・長期的な経営の基本計画です。国は地方公営企業が住民生活に欠くことのできない重要なサービスを提供していることから、将来にわたって安定的にサービス提供を継続できるよう、全国の公営企業に対し経営戦略の策定を要請しています。当町においても使用料収入の減少が見込まれるほか施設の老朽化に伴う更新需要の増加が見込まれるなど、今後の経営環境は一層厳しくなることが想定され

ます。このため、これまでの経営状況の分析と課題整理を踏まえ、経営の基本方針を定める中長期計画として経営戦略を改定するとともに、将来の経営基盤の強化を図る観点から下水道ビジョンの作成を併せて行いました。これらを一体の計画として取りまとめ、本戦略の名称を安平町下水道ビジョン・経営戦略として策定しました。本計画の実効性を確保するため3年から5年ごとに見直しを行うこととし、毎年度の決算による実績値と投資・財政計画の作成を行うなど経営戦略の見直しを実施します。下水道使用料の改定について、令和7年度に完了する水道ビジョンに基づく水道料金改定の検討と併せて令和8年度に住民説明会・審議会等を実施する予定です。これらの意見等を踏まえ令和9年度より水道料金及び下水道使用料の改定を予定しています。なお、安平町下水道ビジョン・経営戦略につきましては別添資料のとおりとなっています。以上、安平町下水道ビジョン・経営戦略の策定についてご報告いたします。

次に先に本定例会に私どもの方からご提案させていただいています案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員長様からもお話がありました報告案件が1件、承認案件が1件、条例案件については追加1件を含めて7件で、条例の制定が2件、条例の一部改正が5件となっています。さらに補正予算案件が6件及び令和8年度当初予算案件がそれぞれ6件、その他の案件が7件の総計28件についてご提案させていただいているところで

す。それでは最初に報告案件1件ですが、こちらは専決処分事項の報告についてでして、早来学園冷房設備改修機械設備工事請負契約の変更に伴う報告となります。

次に承認案件1件ですが、こちらは専決処分事項の承認で、さきに実施された衆議院議員選挙にかかる令和7年度の一般会計補正予算（第8号）について承認を求めるものです。

次に条例案件7件ですが、1件目、安平町基金条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営について必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものです。次に2件目です。安平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。こちらは令和8年度から乳児等通園支援事業が全国自治体で本格実施されることから、安平町で乳児等通園支援事業を実施するにあたり必要な事項を定めるためこの条例について提案するものです。次に3件目、安平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。こちらは令和8年度から乳幼児等通園支援事業が全国自治体で本格実施されることから、安平町で乳幼児等通園支援事業の実施するにあたり必要な事項を定めるためこの条例について提案するものです。次に4件目、安平町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは学校

運営協議会の役割と責任の明確化に伴い、当該協議会の委員を地方自治法第203条の2の規定に基づく報酬支給の対象とするため、この条例の制定について提案するものです。次に5件目、安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは国民健康保険の運営の広域化が実施されることに伴い国民健康保険税の課税方式について資産割額を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式としたいのでこの条例の制定について提案するものです。次に6件目、安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは燃料費・電気料金及び人件費の高騰に伴い利用料金を改定するため、この条例の制定について提案するものです。最後7件目、安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げに伴う介護保険法施行令改正の影響によって介護保険料が増額となる第1号被保険者について介護保険法第142条に定める特別な理由に該当となる介護保険料の減免を実施するため、この条例の制定について提案するものです。

次に補正予算の6件ですが、まず1件目、令和7年度安平町一般会計補正予算（第9号）についてです。歳入歳出それぞれ2億2076万円を減額し、歳入歳出総額を87億4292万1000円とするものです。2件目、令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ598万7000円を増額し、歳入歳出総額8億8695万8000円とするものです。次に3件目、令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてです。歳入歳出それぞれ608万8000円を増額し、歳入歳出総額1億7038万7000円とするものです。4件目、令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてです。まず保険事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ3245万6000円を減額し、歳入歳出総額10億8929万1000円とするものです。次に介護サービス事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ51万8000円を減額し、歳入歳出総額1021万9000円とするものです。次に5件目、令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）についてです。まず収益的収入及び支出です。収入は538万8000円を増額し、3億9049万4000円とするものです。支出は1056万3000円を減額し、3億7928万5000円とするものです。次に資本的収入及び支出ですが、予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出に対して不足する額8212万円を7836万6000円に、減債積立金1945万6000円を1570万2000円に改め、収入は86万4000円を減額し4701万6000円とするものです。支出は461万8000円を減額し1億2538万2000円とするものです。次にたな卸資産購入限度額ですが、たな卸資産購入限度額565万を301万9000円に改めるものです。次に6件目、令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）についてです。こちらも収益的収入及び支出からですが、収入は321万6000円を減額し6億5061万5000円とするものです。支出は2441万円を減額し6億3661万5000円とするものです。次に資本的収入及び支出、予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出に対して不足する額2106万

2000円を1744万8000円に、減債積立金871万2000円を509万8000円に改め、収入は2861万円を減額し、4億3961万4000円とするものです。支出は3222万4000円を減額し4億5706万2000円とするものです。なお、水道事業会計及び下水道事業会計については、公益企業会計法に基づく会計となるため収入額と支出額は合致しません。

次に当初予算案件6件についてですが、令和8年度安平町一般会計予算については歳入歳出総額90億4813万3000円、前年度当初予算対比6.1%増となります。次に令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてです。歳入歳出総額8億4393万9000円となります。前年度予算対比4.0%減です。3件目、令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。歳入歳出総額2億1660万7000円です。前年度予算対比30.7%の増です。4件目、令和8年度安平町介護保険事業特別会計予算についてです。こちらはまず保険事業勘定ですが、歳入歳出総額9億3568万3000円となります。前年度当初予算対比1.1%増。次に介護サービス事業勘定、歳入歳出総額887万7000円となります。こちらは前年度当初予算対比25.5%増となります。次に令和8年度安平町水道事業会計予算についてです。収入合計4億8726万7000円。支出合計5億4579万7000円となります。次に最後令和8年度安平町下水道事業会計予算についてです。こちらの歳入合計については10億3736万6000円となります。支出合計については10億7277万6000円となります。こちら水道事業会計及び下水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため収入と支出は合致しません。

次にその他の案件7件ですが、1件目、安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてです。こちらは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき新たに安平町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、同法第8条第1項の規定により提案するものです。次に2件目、安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定についてです。こちらは安平町米麦乾燥調製施設の指定管理者を指定するため安平町公の施設に関する指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものです。次に3件目、安平町野菜共同集出荷場の指定管理者の指定についてです。こちらは安平町野菜共同集出荷場の指定管理者を指定するため、安平町公の施設にかかる指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものです。次に4件目、安平町児童館の指定管理者の指定についてです。こちらは早来地区における安平町児童館の指定管理者の指定期間満了に伴い令和8年度より新たに指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものです。次に5件目、財産の無償貸付についてです。こちらは公私連携幼保連携型認定こども園として、はやきた子ども園を運営する公私連携学校法人リズム学園に対し就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第4項の規定により早来地区児童福祉複

合施設等の敷地及び建物の一部を無償貸付するため地方自治法第237条第2項の規定に基づく同法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。次に令和7年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。こちらは令和7年度安平町水道事業会計予算について地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものです。最後に7件目、令和7年度安平町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。こちらも令和7年度安平町下水道事業会計予算について地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものです。

これら提案事項の具体的な内容等については、それぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当次長等から詳しくご説明申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。また、事務的な事項に関することについては別添事務報告書をご参照願います。補足説明することはありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。町長の行政報告が終わりましたが行政報告に対し質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 早来斎場の休止についてですが、両斎場の統廃合を含めた斎場の運営について検討を進めたいというお話がありましたが、事務報告を見ましたら1月末現在で早来17件、追分44件ということですが。これだけで追分1か所で間に合うのではないのでしょうか。だからなるべく早く早来斎場は閉鎖した方がいいのではないかと思います。

それに合わせて火葬場の使用についても無料にできないかなと思っています。札幌の人口は200万切りましたね。200万でなくて1950万ぐらいかな。人口はともかくとして札幌斎場を利用するにあたっては無料なのですよね。ですから遺族の人は悲しみのなかで煩雑な手続きの一つが省けて助かっていると思いますので、そのことを考えたらこの斎場の運営について検討を進めるなかで斎場の利用料も町民に限っては無料と、そこまで踏み込んで検討していったらいかがかなと思いますので意見させていただきました。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 早来斎場が今、休止の状態になったことの行政報告を

させていただきました。こちらの先ほど申し上げたとおり職員の方がお亡くなりになったということで高齢だったり病気の通院もされていたので改めてお悔やみ申し上げたいと思いますが、そういった状況から今、追分の方の火葬場で一括火葬の対応をさせていただいています。議員の皆様方もご承知のとおり北海道胆振東部地震の際にも早來の火葬場については長期間使用できない状況が続きました。その間も追分の斎場において2炉あるということで、そちらで対応した実績もあって。また、年間で町内の火葬場を使う利用については100件程度となっていますので十分追分斎場だけで対応できるのではないかと我々も思っています、行政改革の中ですでに統合に向けた検討も始めていますが、ただ火葬炉の更新もそれぞれ何億もかかるものですので、統合ということは方向性としては重要だと思っていますが、その炉の改修をする時に早來の火葬場も一時使う可能性もあるということですので、そこら辺も見極めながらなるうかと思いますが、いずれにしてもきちんと丁寧に議論をしていながら統合に向けた話はこれを契機に進めていきたいと思っています。

ただ、無償化の話ですが。先ほどもちょっと触れましたとおり火葬場の維持費には当然職員の配置だったり、また炉の更新整備さまざまなことで多額の経費を要しているのも事実です。そういったことから札幌市の大きな政令市との比較にはならないと思いますので安平町においては、これでも相当金額的には抑えたものですし、またご遺族の方が手続きは当然配慮しなければならぬと思っていますが、葬儀社だったり地域でやる時には担当の自治会だったり町内会といったところの方が役場の方に手続きをしていただいているのが実態です。無償化についてのお気持ちは十分わかりますが、こういった財政状況の中これから値上げしていくところが全道の各市町村の今ほぼそういった形だったり統合も含めての議論が始まっている、そういった状況からいきますと先ほどのご提言についてはなかなか難しいのかなと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

○議長（多田政拓君） 日程第6、報告第2号 専決処分事項の報告について（早来学園冷房設備改修機械設備工事請負契約の変更について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 報告第2号朗読

報告第2号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

早来学園冷暖房設備改修機械設備工事請負契約（令和7年6月19日に議決を経た議案第5号に係るもの）の変更について

裏面の専決処分書の説明は省略し、次ページ別紙をご覧ください。

安平町専決処分第2号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年2月2日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

早来学園冷房設備改修機械設備工事請負契約（令和7年6月19日に議決を経た議案第5号に係るもの）の変更について

(別紙)

記

項目	変更前	変更後
1 契約の目的	早来学園冷房設備改修機械設備工事	変更前と同じ
2 契約の方法	一般競争入札	変更前と同じ
3 契約の金額	61,600,000円	59,950,000円
4 契約の相手方	池田・廣和経常建設共同企業体  代表者 苫小牧市川沿町6丁目19番16号 池田煖房工業 株式会社 苫小牧営業所 所長 加藤 良文  構成員 勇払郡安平町早来大町116番地 有限会社 廣和工業 代表取締役 鍋谷 敏幸	変更前と同じ

1 契約の目的、2 契約の方法、4 契約の相手方については変更ありません。3 契約の金額について61,600,000円から59,950,000円に変更するものです。変更内容でございますが、参考資料として図面を配布させていただいておりますのでご参照ください。青い線が変更前、赤い線が変更後となります。主な変更内容は図面1枚目に記載のとおりドレン配管ルート変更による配管数量等の変更及び浸透枘の中止、また図面2枚目に記載のとおり計装線・集中コントローラー配線ルート変更によるケーブル数量の変更による減額が主なものとなります。この他に室外機目隠しカバーの仕様及び数量変更10カ所から8カ所に変更しております。これら付随工事を含めまして契約金額が165万円の減額となります。

以上で専決処分事項の説明を終わります。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑はありませんか。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 説明をいただいて変更の箇所という図面を見させていた  
だいでいるのですが、当初から見ると、かなりこの配管の変更が大きく変わ  
っている図面だろうと。それで金額がトータルでメーター数が減った部分で  
の減額なのかなと思うのですが。元々の設計から変更せねばならなかったと  
いう最初の検討段階でこの配管についての議論があるのか、確認したことが  
あるのかということですよ。これどう見ても外にドレンをどっちみち出さ  
なければならぬことになるので、この配管の設置の仕方、検討方法はいつ  
ぱいあったんだろうと思うんですよ。最終的に業者がこれやったらこっちの  
方がずっといいよというお話になって変更されたと思うのですが。ですから  
その手前で予算化する段階での、この図面の設計図の確認等やっているのか  
どうかの確認をさせてください。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 設計段階においては床下を通して極力露  
出しない形で、ドレン配管も水も極力集めてその辺も露出しない形の考えの  
下で設計を行っています。

施工段階において若干床下で、できないわけではないのですが若干作業効  
率が落ちる狭い部分が施工業者から報告がありまして、その折にそもそも早  
来学園は天井材を貼っていませんので換気の設備とか、露出しているのもそ  
れに合わせてやればそれほど目立たないのではないかとということで、そのよ  
うな考えでいくと配管等の数量等も変更できるということで協議させてい  
ただきまして今回の設計変更となりました。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 外へ出した時の配管部分。露出無いつて、安全性に配慮  
しないといけない、要はすぐ外に出てきて子どもたちがそこを利用する可能  
性があるという想定ができるので。そういった配慮は、カバーで固定されて  
いるのかどうかだけ教えてください。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） 外に出たところは通常の、私、材質わからないですがプラスチックに近いような、特段カバー等しなくてもそれほど危険な材質ではないということで判断はしています。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
本件については、以上で報告済みとします。

---

◎ 日程第7 承認第1号

- 議長（多田政拓君） 日程第7、承認第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度安平町一般会計補正予算（第8号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。  
○副町長（田中一省君） 承認第1号朗読

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第8号）について

裏面をご覧ください。

## 安平町専決処分事項第1号

### 専 決 処 分 書

下記事項において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第8号）について（別紙）

別冊、予算書をご覧ください。

## 専決第1号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,963,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和7年度安平町一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。本補正は1月23日解散、1月27日公示日、2月8日投開票に決定しました第51回衆議院議員総選挙に要する経費のため、必要となる準備を速

やかに進める必要が生じたことから、1月23日専決処分により補正予算を編成したものであります。歳入につきましては衆議院議員選挙費委託金から1357万8000円、歳出は第51回衆議院議員総選挙に要する経費です。

それでは歳出から説明いたしますので6ページをお開き下さい。

2款総務費4項5目衆議院議員選挙費は、先ほど説明いたしました第51回衆議院議員総選挙に要する経費として計上しております。内容は選挙管理委員、投票管理者、投開票立会人、会計年度任用職員にかかる報酬、期日前投票所、投開票事務等にかかる人件費、投票事務、開票録等提出にかかる旅費、選挙にかかる消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、74カ所におけるポスター掲示場設置・管理・撤去業務、投票用紙分類機データベース作成等業務、広報配布業務、除雪業務などの委託料、いぶき使用料、投票所におけるアンテナ・テレビリース料、選挙用備品として投票用紙自動読み取り機用パソコン1台、投票所内氏名掲示共同印刷負担金で構成しています。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。

16款国庫支出金3項1目衆議院議員選挙費委託金は、今補正の財源として国から交付されるものです。補足いたします。小選挙区・比例区とも有権者数6206人、当日投票者数2141人、期日前投票者数1834人、計3975人、投票率は64.05%です。詳細につきましては町ホームページに掲載しておりますので、そちらでご確認ください。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1357万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6368万1000円とするものです。ご審議の上ご承認くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出6ページをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑に入ります。5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本件に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。  
これから承認第1号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって承認第1号は報告のとおり承認されました。

---

◎ 日程第8 議案第1号

- 議長(多田政拓君) 日程第8、議案第1号 安平町基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[木林企画財政担当課長 挙手]

- 議長(多田政拓君) 企画財政担当課長。  
○企画財政担当課長(木林一雄君) 議案第1号朗読

議案第1号

安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について

安平町基金条例(平成23年安平町条例第16号)の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営について必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものである。

条文の朗読を省略いたしまして、条例制定の趣旨及び改正の内容についてご説明いたしますので説明資料をご覧ください。

はじめに企業版ふるさと納税は市町村が策定した地域再生計画に掲げている事業に対して本社が町外に所在する企業が寄附を行った場合、最大9割の軽減効果があるものです。この制度では原則、寄附をいただいた当該年度の事業に寄附金を充てることになっておりますが、安平町企業版ふるさと納税基金を設置することで、翌年度以降の事業にも充てることが可能となります。

企業版ふるさと納税の寄附金につきましては事務報告6ページ目の下段、そしてこの後ご審議をいただきます一般会計補正予算に当該予算を計上しておりますが、令和7年度におきましては2710万円の寄附をいただけることとなりましたことから、これを令和8年度事業の財源に充当するため新たな基金を設置するものです。なお、基金については条例でその目的が事業単位で特定のもののみ限定されることが明確に定められているという要件があるため基金条例の一部を改正し、新たな基金を設置するものです。

続きまして条例改正の内容を説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。条例第3条中の表には基金の名称、設置の目的が記載されており、安平町認知症高齢者グループホーム維持運営基金の次に安平町企業版ふるさと納税基金を新たに設けるもので、設置の目的は地域再生法第5条第15項の規定に基づく認定を受けた地域再生計画に記載された事業の推進に資することを目的とし、積立額は一般会計予算で定める額とするものです。なお、安平町地域再生計画は説明資料と一緒に配布をさせていただきましたのでご確認をお願いいたします。

最後に、この条例の施行期日は公布の日からとなります。

以上で説明を終わりますので、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[三浦議員 挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 条例を制定されて基金を新たに積めるようにしたとい

うことで、来年度以降にも活用できるようにというご説明をいただいたのですが企業版ふるさと納税、ふるさと納税全体を含めて、いつ終わるかわからないこういう制度でわざわざ基金条例を制定して積むような目的は何かなとお聞きしたかったのですが、他基金へ目的別に何割これにと振り分けて積むというわけではなく、わざわざ基金条例を制定して積むことに決定したというその意図を伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 今回設置した意図についてのご質問でしたのでその現状の背景についてご説明したいと思います。企業版ふるさと納税ですので企業側の決算時期と大きく関係していること、またもう一つは今回資料にも付けています地域再生計画との関係性があります。まず、地域再生計画ですが、前計画は令和2年から6年となっていて、今回の取り組みは令和7年4月1日から3年間の計画ということで今年度計画を見直したことが一つ背景となっています。前回の計画で定めていたのは特に企業版ふるさと納税の財源の充当先を大型事業でした義務教育学校だったり早来町民センターの改修に企業版ふるさと納税を財源という形で振り分けていました。大きな事業に対する事業費に対して企業版ふるさと納税を振り当てていましたので、運営が年度内でスムーズに回っていた実情がありました。

令和7年から計画が変わりまして、その中では主に子どもにやさしいまちづくりプロジェクトだったり、受け皿が大型事業ではなくなってソフト系事業にも充てられることの運用が中心になってきていましたので、今回も企業側のどうしても大型なふるさと納税の時期が2月とか3月というギリギリになっている実情がありましたので、この財源を安定的に運営していくためには翌年にしっかり積んだ上で必要な事業に対して充てていくことが有効だろうという判断に立ちまして、今回のタイミングで基金を設置した背景となっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、年度内に完了する大きな事業は今後ないという前提でこの基金を作り、活用を上手くやっという理解でいいのか。

私個人的には道路の直すものとかたくさん大きくお金がかかるものがあるのかなという認識ですが、そこら辺含めて今後の大型事業があるなしについて再確認をお願いします。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 考え方としては、これまではわかりやすい大型事業、特に企業様にふるさと納税を募集かける際にも安平町ではこうした義務教育学校を今建設最中です、寄付していただけませんかでしょうか。町民センター今改修しています、こうしたものに寄付いただけませんかというPRをしてきた背景があります。

今年度からは特に安平町再生計画を見ていただくとわかるのですが、基本的には地方創生の総合戦略でどのような事業にも構えられる状況にはなっている中で、企業様にも特にわかりやすいうちの政策の総合計画の一丁目一番地である子育て教育、この辺をPRしている実情があります。そうした上で企業様がこの事業になるべく充ててほしいという話をいただきながら寄付をいただきますので、それを2月ギリギリ3月ギリギリに財源をいただいた時に財源調整をするよりも翌年にしっかり積んだ中で次年度以降の必要な事業にしっかり企業様の意向も踏まえながら充てていくことで、より運用が柔軟にできる考え方で今回基金を設置した状況となっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 最後に1点確認したいのですが、最初に言ったとおりいつ無くなるかわからない制度ということもあり、延長されましたけど、ありますので、この企業版ふるさと納税自体が終了した後の基金と条例についてはどのようなになるか伺います。

〔木林企画財政担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） まず制度自体は令和9年度まではこれは続けられることで一応確約いただいているというか続くものとなっていますので、そこまでは基金の方も存続はすると思うのですが、それ以降の取り扱いの、10年度以降のまま積んでいいものなのかどうか、いつまでに使わなければダメなのか、そこのルールが現状示されていませんので。そこはルールが示されれば、それに基づいて適切に処理していく流れになるかと思えます。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) よろしいですか。

次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第9 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第9、議案第2号 令和7年度安平町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[田中副町長 挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 議案第2号朗読

議案第2号

令和7年度安平町一般会計補正予算(第9号)について

令和7年度安平町一般会計補正予算(第9号)を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

地方交付税の増額等により、令和7年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧ください。

## 議案第2号

### 令和7年度安平町一般会計補正予算(第9号)

令和7年度安平町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220,760千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,742,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和7年度安平町一般会計補正予算(第9号)について提案説明いたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では令和7年度国の補正予算による普通交付税の再算定による1億3276万6000円の増額など、歳出では企業版ふるさと納税基金の積立金2710万円の増額などです。なお、今補正においては、歳入歳出ともに各種事務事業費の確定及び決算見込によるものについての説明等は省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、歳出から説明いたしますので26ページをお開き下さい。

1款議会費は全て決算見込み等による減額となりますので、説明は省略します。

28ページにまたがる2款総務費1項1目一般管理費は全て決算見込み等に

よる減額、2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業は決算見込み等による減額です。(2)総合行政ネットワークシステム運用事業、18節は地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係るWEB-TAWN運用負担金の増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。29ページ、(3)住民基本台帳ネットワークシステム構築事業及び(4)HARP関連事業経費は決算見込み等による減額です。(5)電算機器等管理経費11節は庁舎等通信回線通信料の支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額、(6)戸籍情報システム改修事業は決算見込み等による減額です。30ページ、(7)議会運営デジタル化推進事業11節は議会運営デジタル化推進に伴うペーパーレスシステム回線通信料の支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。(8)統合型GIS整備事業及び(9)安平町公式ホームページ整備事業は決算見込み等による減額です。5目職員厚生管理費(1)職員健康管理経費は決算見込み等による減額で、(2)職員福利厚生経費、18節は実態に基づく支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。31ページ、6目文書広報費から32ページ、7目財産管理費(3)庁舎管理経費までは全て決算見込み等による減額、33ページにまたがる(4)町有施設管理経費10節は、みずほ館灯油使用量の増に伴う増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。(5)福祉バス運用経費は変速ギア故障による交換費用の計上で、(6)町有施設再活性化事業は決算見込み等による減額です。34ページ、9目地方振興費は強風により共聴組合設備一部損傷したことに伴う修繕費分の負担金を増額するもので、10目企画費(1)地域公共交通対策事業から35ページ、(5)総合計画策定事務経費までは全て決算見込み等による減額。(6)まちづくりファンド基金積立金は、ふるさと納税の増額に伴う積立金の増額です。36ページ、11目まちづくり推進費(1)コミュニティ運動経費から(3)自治振興事業経費までは、全て決算見込み等による減額、37ページにまたがる(4)定住促進事業、12節境界測量業務委託料は町営若草団地分譲地境界杭の修復に伴う増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。38ページ、(5)まちづくり事業支援交付金事業及び12目交通安全対策費は全て決算見込み等による減額。15目財政調整基金費、(1)まちづくり基金積立金はふるさと納税の増額に伴う積立金の増額などで、(2)産業づくり基金積立金はふるさと納税及び立木売払収入の増額に伴う積立金の増額及です。39ページ、(3)ひとづくり基金積立金はふるさと納税の増額に伴う積立金の増額で、(4)企業版ふるさと納税基金積立金は企業版ふるさと納税基金の新規設置に伴い当該年度にいただいた寄付金を翌年度以降の事業財源とするために積み立てるものです。

5項1目統計調査総務費から42ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費(2)福祉扶助経費までは全て決算見込み等による減額で、(3)国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険事業特別会計の補正に伴う減額

です。（４）地域福祉推進事業経費19節は迫分地区・早来地区でのハイヤーの利用実態の支出見込による増額で、その他は全て決算見込み等による減額、43ページ、（５）定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業は決算見込み等による減額です。3目民生委員費（１）民生委員協議会経費18節は民生委員活動費における出張旅費等不足分にかかる交付金の増額で、その他は決算見込み等による減額です。44ページにまたがる（２）民生委員協議会事務経費は全て決算見込み等による減額です。4目社会福祉施設費、（１）社会福祉施設管理運営経費10節燃料費及び光熱水費は各施設の利用頻度の増加により支出も増加していることから増額するもの。14節は工事中に発覚した漏水箇所追加工事費の増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。5目ぬくもりセンター施設費は全て決算見込み等による減額です。45ページ、9目高齢者福祉費（１）高齢者福祉事務経費及び（２）高齢者団体等補助金は全て決算見込み等による減額です。（３）高齢者支援事業12節生活支援事業委託料は通院移送サービスや外出支援サービス・除雪サービスの委託料の増額によるもので、その他は全て決算見込み等による減額、（４）後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴う減額です。46ページ、10目高齢者福祉施設費（１）高齢者施設管理運営経費10節は給湯ボイラーのコントローラー故障に伴う修繕及び退去後の修繕箇所増加による増額で、その他は決算見込み等による減額で、（２）しのめ交流館管理経費及び（３）認知症グループホーム改修事業は決算見込み等による減額です。11目介護支援費（１）介護保険事業特別会計繰出金は介護保険事業特別会計の補正に伴う減額で、（２）在宅福祉事業から48ページ、（７）地域おこし協力隊活用事業までは全て決算見込み等による減額です。12目しょうがい者福祉費は、いずれも利用者の増加等に伴う経費の増額です。49ページにまたがる2項1目児童福祉総務費から50ページ、3目子育て支援費までは全て決算見込み等による減額です。4目認定こども園等運営経費18節子どものための教育・保育給付費負担金は、国の公定価格上昇による給付費の増額。19節は施設利用の増による増額で、その他は決算見込み等による減額です。

51ページ、4款衛生費1項1目地域保健費18節地域医療提供体制維持費補助金は、看護師等雇用確保助成金の減額に伴い地域医療提供体制維持費補助金が増額になるもので、その他は全て決算見込み等による減額です。52ページ、2目予防費から56ページにまたがる4目霊場費までは全て決算見込み等による減額です。5目環境衛生費（１）公衆トイレ管理経費10節光熱水費は支出見込による増額で、その他は決算見込み等による減額。（２）環境衛生事業経費及び（３）環境衛生事務経費は決算見込み等による減額です。57ページにまたがる（４）脱炭素化事業8節普通旅費は3月17日から19日に開催される東京ビックサイトにてスマートグリッドエキスポに重点対策加速化事業採択町として安平町の宣伝を実施するための旅費を増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。6目公害対策費から58ページにまた

がる2項2目し尿組合費までは全て決算見込等による減額で、3項1目水道費は水道事業会計の補正に伴う補助金の増額です。

5款労働費は除雪回数が増えたため増額するものです。

59ページ、6款農林水産業費1項1目農業委員会費から60ページにまたがる4目農業振興費(2)農業振興資金貸付事業経費は全て決算見込等による減額です。(3)生産振興対策事業経費18節担い手確保・経営強化支援事業費助成金は、農作業機械導入要望事業について配分割当となったため増額するもので、その他は決算見込等による減額です。(4)農業制度資金関係利子助成事業経費は、決算見込等による減額で、(5)鳥獣被害防止総合対策事業経費、7節は捕獲頭数の確定による増額。その他は全て決算見込み等による減額です。61ページ、5目畜産業費及び6目土地改良事業費は全て決算見込等による減額で、62ページにまたがる7目安平川地区国営土地改良事業費13節は支出見込による増額で、その他は決算見込等による減額です。9目ダム管理費10節及び11節は支出見込による増額で、14節は国の補正予算による新規地区事業採択に伴う瑞穂揚水機場ポンプ分解整備工事費の計上で、その他は全て決算見込等による減額です。63ページ、2項2目林業振興費は全て決算見込等による減額です。

64ページ、7款商工費1項1目商工業振興費、(1)企業誘致推進事業経費、10節は企業版ふるさと納税受領に伴う感謝状の額縁を購入するもので、その他は決算見込等による減額で、65ページにまたがる(2)商工振興事業経費及び(3)安平町商工会補助金は全て決算見込み等による減額です。(4)にぎわい交流館管理経費10節及び11節は支出見込による増額で、その他は決算見込等みによる減額です。(5)工業団地等管理経費及び66ページ、(6)チャレンジショップ事業は全て決算見込み等による減額です。2目観光費(1)道の駅運営事業経費4節は支出見込による増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。(2)イベント経費から67ページ(5)物産館管理経費までは全て決算見込み等による減額です。68ページ、3目道央新事業創出促進事業費は安平町派遣職員の転居に伴う住宅手当の増に伴う負担金の増額です。

8款土木費2項2目道路維持費(1)道路施設等維持管理経費はセンターブリッジの電気料で支出見込による増額、(2)除雪対策経費から69ページ、4項1目都市計画総務費までは全て決算見込等による減額です。2目公園費(1)鹿公園管理経費10節光熱水費は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額。(2)ときわ公園管理経費は決算見込み等による減額です。71ページにまたがる(3)町内公園管理経費10節光熱水費及び11節は支出見込による増額で、その他は全て決算見込等による減額、72ページにまたがる3目緑化推進費は決算見込み等による減額です。4目地籍調査費は歳入補正に伴う財源振替です。73ページにまたがる5項1目住宅管理費(1)公営住宅管理費10節光熱水費は支出見込による増額。修繕料は高額な

修繕が見込まれることから増額するもの。11節は支出見込による増額。その他は全て決算見込み等による減額で、2目住宅建設費は決算見込み等による減額です。

9款消防費1項1目消防組合費及び74ページ、2目災害対策費は決算見込み等による減額です。

10款教育費1項2目事務局費及び75ページにまたがる3目義務教育振興費は全て決算見込み等による減額で、4目教育振興費(1)子供達と外国人との交流活動事業は決算見込み等による減額です。(2)教育振興経費7節は学校運営協議会委員数増のため増額。その他は全て決算見込み等による減額で、5目教員住宅管理費は決算見込み等による減額です。6目スクールバス管理費10節は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。77ページ、2項1目学校管理費10節燃料費は支出見込みによる増額。その他は全て決算見込み等による減額です。2目教育振興費から78ページ、3項2目教育振興費は全て決算見込み等による減額です。4項1目学校管理費10節燃料費及び光熱水費は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。79ページ、2目教育振興費から80ページ、5項2目文化財保護施設費までは全て決算見込み等による減額です。81ページ、3目公民館費10節は追分公民館の集会室利用、安平公民館のイベントでの利用増及び寒気による電気暖房機稼働機会増により電気使用量が増加し予算が不足する見込みのため増額。12節除排雪業務委託料は降雪量増により除雪機会が増加し予算が不足する見込みのため増額。その他は全て決算見込み等による減額です。82ページにまたがる6項1目保健体育総務費から83ページ、3目体育施設費までは全て決算見込み等による減額です。4目学校給食費10節光熱水費は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。84ページ、5目スキー場管理費12節除排雪業務委託料は降雪量の増加に伴い除雪量が増加し予算額が不足する見込みのため増額。その他は全て決算見込み等による減額です。7目スポーツセンター管理費10節は支出見込みによる増額で、その他は決算見込等による減額です。

85ページ、12款給与費18節は給与改定に伴う差額分の負担金算定における1名分の算定漏れによる増額。その他は全て決算見込等による減額です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので8ページをお開きください。

12款地方交付税は、国の補正予算に伴い地方交付税が増額され臨時経済対策分など今年度交付された普通交付税の基準財政需要額の再算定により追加交付されるもので、そのうち臨時財政対策債償還基金相当分については減債基金に積立を行うものでしたが、今補正で歳出計上していないため3月末の専決にて補正の予定を行うものです。

9ページ、14款分担金及び負担金から13ページにまたがる16款国庫支出金までは全て決算見込みによるものです。

14ページ、17款道支出金1項1目民生費道負担金は決算見込みによるもので、2項1目総務費道補助金は地域づくり総合交付金の交付額決定によるものです。15ページにまたがる民生費道補助金、介護保険利用者負担軽減事業補助金は決算見込みによるもので、地域づくり総合交付金は交付額決定によるものです。3目衛生費道補助金は決算見込みによるもの。4目農林水産業費道補助金、1節強い農業づくり事業費補助金は担い手確保・経営強化支援事業費助成金に対し交付。16ページ、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金は瑞穂揚水機場ポンプ分解整備工事に対し交付されるもので、その他は全て決算見込みによるものです。17ページにまたがる2節は決算見込みによるもので、3節は地域づくり総合交付金の交付額決定によるものです。5目土木費道補助金及び6目教育費道補助金は決算見込みによるものです。

18ページ、7目商工費道補助金及び8目消防費道補助金はいずれも地域づくり総合交付金の交付額決定によるもので、3項1目総務委託金は決算見込みによるものです。

20ページにまたがる18款財産収入は、全て決算見込みによるものです。

19款寄付金1項2目指定寄付金は、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税で決算見込みによる増額です。

21ページ、20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、今補正の財源調整で、3目まちづくり基金繰入金から22ページにまたがる2項1目特別会計繰入金まではいずれも充当事業の補正などによるものです。

23ページ、22款諸収入3項1目衛生費受託事業収入から24ページ、4項6目雑入までは、いずれも決算見込み等によるもので説明欄に記載のとおりです。

25ページ、23款町債1項1目総務債はデジタル活用推進事業債で最終協議により増額するもので、5目農林水産業債は瑞穂揚水機場ポンプ分解整備工事に対し新たに借入を行うものです。

次に繰越明許費及び地方債補正について説明しますので5ページをお開きください。まず第2表繰越明許費については、2款1項民間賃貸共同住宅等建設支援事業、1050万円は着手している建設事業が年度内に完了しないことから繰越するもので、6款1項担い手確保・経営強化支援事業の62万2000円及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の650万円はいずれも国の補正予算により繰越事業として実施するものです。

次に第3表地方債補正の追加については確定申告受付支援システム導入事業で限度額を280万円とするもの。次世代オフィスソフト導入事業で限度額を1050万円とするもの。農業水路等長寿命化・防災減災事業で限度額を200万円とするものです。

以上、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2億2076万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4292万1000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。26ページをお開きください。まず26ページで質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ27、28ページで質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ29、30ページで質疑はありますか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 29ページの戸籍情報システム改修事業の委託料の部分の減額要因を伺います。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 減額要因ですが、まず1点目が役務費の方ですが戸籍の振り仮名通知書の郵送料不用額に伴う減額です。これは昨年5月に法改正の戸籍の振り仮名通知を、当初封書で予定していたのですがハガキで通知することによって郵送料が減額になったものです。

続いてシステム委託料の関係ですが、これは戸籍法改正に伴うシステム改修ですが、これは標準化を今やっているのですが、これが非対応によりシステム改修が実施できないため減額したものです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今後また何かそのシステム改修の関係で出てくることがあるのかどうか伺います。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） この戸籍システムは今年度できないということで、来年度また予定しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ31、32ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ33、34ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ35、36ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 36ページの下の定住促進事業の減額ですが、こちら人が入れ替わりしたことによるものだとは思いますが、その主な要因を伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 主な要因としては集落支援員を今年度もう1名追加する予算組みをしていたのですが、2回募集したところ、どちらも募集が無かったり採用に至らなかったことがありまして1名分の減が大きな内訳となっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そちら1名採用できなかったことによって事業にどのような影響があったか、その点について伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 予算組みの段階では昨年度まで多くの移住相談が寄せられていまして、それに対応していくために1名増員をかけて予算を準備していたところでした。

今回も募集をかけていたのですが、今年の動きとしては現状としては相談数が半分以下、昨年だと240件から30件の移住相談を受けていたのですが、本年度は1月末現在で110件ほどにもなっていて、そうした現状の動きも鑑みまして予算を落とした状況になっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では今後もその相談件数など業務の内容によって整理されると思うのですが、次はまた1名体制でいくのかどうか伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 次の体制は令和8年度予算の方にも反映されているのですが、お見込みのとおり今年の動きを踏まえて現行体制のまま1名増員をかけない形で予算措置を要求しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ37、38ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ39、40ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ41、42ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ43、44ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 43ページの一番上の定額減税不足給付金の減額要因。申請無かったとかさまざまな要因があると思うのですが、その要因の大きなものを伺います。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） 当初、補正予算を組ませていただきましたが対象者を950人と見込んでいました。こちらについては所得税・住民税が確定する前の人数ということで950人を見込んでいたのですが、実際支給実績としては575名分となりまして、所得税で3万円、住民税1万円を減額したものの、給付で最大4万円を給付するものではあったのですが、確定の人数により今回減額の整理をさせていただきます。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 対象の方、皆さん全員に渡ったのかどうか。その点について伺います。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 今回の給付金ですが、当然勧奨と言いますか、受け取っていない方にも再度ご通知差し上げたりしてご連絡も差し上げていたのですが、100%の支給申請には至っていません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ45、46ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ47、48ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ49、50ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ51、52ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 52ページ、2目の委託料の健診ですが、減額補正ですが、受診者が当初見込みより落ちたことによることだとは思いますが、例年と比較して受診者数や受診率の推移など担当課としてどのように見ているか伺います。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） 今ご指摘いただいているとおり、受診者数の減による減額にはなっていますが、受診率自体は若干ですがそれぞれの健診で5%ほど上昇はしていますが、なかなか当初予算で見込んでいた人数と実績見込みの受診者数がちょっとかけ離れている状況となっています。

オプションとして各がん検診を受けていただくようにはなっていますが、全てを受けていただくのがいいのかなと思っていますが、中には特定されてこのがんがこのがんの検診を受けるといった選ばれている結果ということもあります。なかなか全体の数値としては上がってこない実態です。胃がんとか大腸がんについては80から90%台の受診見込みとなっていますが、受診率が低い乳がんが6割程度という数値結果になっています。これらが全体的な受診率の数が増えれば全体的な受診率の結果としても上がってくるものと捉えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、この当初予算で設定されている予算額はこれぐらい受診してもらいたいという受診目標で設定しているのか、それとも何か

実績見込み勘案なのか、その辺について伺います。

〔小板橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） 予算を組む時は当然実績の見込みとか該当する人数、それらの兼ね合いをもとに算出させていただいています。

先ほどもお答えしましたが、受診のタイミングを逃す方も若干いらっしゃるものですから、こちらとしても受診勧奨に向けて個別の通知なども差し上げながら取り組んでいるわけですが、今後についても受診率を上げていけるように努力してまいりたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ53、54ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ55、56ページで質疑はありませんか。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 56ページの真ん中あたりの委託料、ごみ収集業務委託料の確認ですが、これは早来地区で試験的に行われている戸別収集なのかどうかまずお願いします。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 56ページの環境衛生事業経費の12節委託料のごみ収集業務委託料については、戸別収集業務を行っている経費です。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 令和8年度の当初予算にも載せられていると思うので

すが今年度、令和7年度は91万9000円の当初予算だったと思うのですが、減額の見込みで確定しているのですが、実績を教えてくださいたいです。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） こちらの事業については令和6年11月19日から早来大町地区2世帯から開始しまして、現在は早来市街地に加えて遠浅地区まで拡大してまして、世帯については12世帯分を実施している状況です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ審議の途中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

---

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

令和7年度安平町一般会計補正予算（第9号）の審議を続けます。歳出57、58ページから審議を再開します。57、58ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ59、60ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ61、62ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ63、64ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 64ページの商工業振興費の下の方にある商工振興事務経費の地域おこし協力隊の部分。先ほども別なところでもお聞きしたのですが、こちらの減額要因が未着任ということで伺ったのですが、この事業に関しては影響があったかなかったか、今後大丈夫かどうか、その点について伺います。

〔村上総合支所長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 64ページ一番下、地域おこし協力隊の関係ですが、こちらの12月補正か11月の臨時議会かどちらかですが、地域おこし協力隊事業承継の予定している地域おこし協力隊の分、その時点で未着任だったのでその時点における執行残を減額補正して、今回は残りの分の執行残を減額補正しているということなのですが。

事業承継を、継業したい希望者が居るのですが、その方今現在まだ自分のお仕事をやられていたり、家族の関係もありますので、その辺の調整がつけばこちらの方に入ってきて事業を継業していく予定にはなっているのですが、その時期が年度内には調整がつかず翌年度以降にずれ込んでいるため執行残が出て、今回減額補正するものでして。

影響で言いますと、その継業の時期が後ろへずれ込んでいっているという状況です。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ではまた8年度に計上して延びたらまた落とすというのを繰り返すしかないような感じなのでしょうか。仕事をしていたり家族のこともあって調整が難しいかと思うのですが、そのような理解でよろしいですか。

〔村上総合支所長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 継業を希望されている方と事業者の方では何回か

面談も済ませていまして。方向性は固まっているのですが、あとはその辺の調整がつけばというところでして。令和8年度も予算は見ていますが、当然着任が遅ればその分は執行残が出ますので、その都度直近の議会で減額補正していくという流れになると思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ65、66ページで質疑はありませんか。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 65ページの安平町商工会補助金の220万8000円の経営改善復旧事業の補助金ですが、この残という設定、中身について教えてください。

〔村上総合支所長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） こちら商工会に対する補助金ですが、当初予算で見ていた道補助金の額よりも道補助金の額が多くなったものですから町の負担分が減って、その分の減額補正ということです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ67、68ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ69、70ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ71、72ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ73、74ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 74ページの一番上の災害対策費の負担金補助及び交付金のAED共同負担金の減額要因をお知らせください。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） AEDの共同負担金ですが、こちら北海道の赤十字の方と調整をして、北海道赤十字さんの方で各自治体さんのAEDの購入を一括して請け負っていただいています。その採択から今回漏れてしまったので令和8年度に、こちらまた再度お願いして購入させていただく予定にしています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 確か全額落ちたって伺っているのですが、採択から漏れた要因か何かはお伺いしているかどうかを伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 採択から漏れたというか不採択ということでした。その要因というのは、そこまで突っ込んでは何っていません。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 8年度に向けてどう申請していくかも考えなければいけないので、できれば確認できたらいいかなと思ったのですがいかがですか。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） いずれにしても数を増数かけて令和8年度に申し込みするというので決定しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ75、76ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ77、78ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ79、80ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ81、82ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ83、84ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ85ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ12、13ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ14、15ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ16、17ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ18、19ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ20、21ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ22、23ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ24、25ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳入の質疑を終わります。

5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正と第3表地方債補正について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。  
これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第10 議案第3号

- 議長(多田政拓君) 日程第10、議案第3号 令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。説明を求めます。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

- 議長(多田政拓君) 国保介護担当課長。  
○国保介護担当課長(阿部充幸君) 議案第3号朗読

議案第3号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

(提案理由)

国民健康保険税の増税等により、令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

### 議案第3号

#### 令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ886,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。はじめに歳出のご説明をいたします。8ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費8節旅費及び12節委託料並びに2目連合会負担金は決算見込みによる減額。9ページにわたる2項1目賦課徴収費10節需用費及び11節役務費並びに3項1目運営協議会費は決算見込みによる減額。

10ページにわたる6款保健事業費1項1目保健衛生普及費及び2目特定健康診査等事業費は決算見込みによる減額。

11ページにわたる9款基金積立金は国保税の増額見込による歳計剰余金として基金に積み立てるものです。

次に歳入のご説明をいたします。5ページをお開きください。

1 款国民健康保険税 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は当初予算で計上していた額よりも被保険者の所得上昇が見込まれたため増額補正をするものです。

6 ページ、3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、運営協議会費分、出産育児一時金分、医療費助成に係る減額調整措置の決算見込みにより減額となります。

7 ページ、5 款諸収入 1 項 1 目一般被保険者延滞金は保険税延滞金の増による補正で、2 項 2 目一般被保険者返納金は返納金の増による補正をするものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ598万7000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8695万8000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出8ページをお開きください。8ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 9ページの6款保険事業費の健康診断委託料、脳ドック業務委託料。いつも確認させていただいている部分ですが、こちらは当初予定していたよりもだいぶ受診件数など落ちたのかと、例年と比較してどういう傾向にあったか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 脳ドックの受診者数ですが7年度は落ちまして、見込みとしては11名となると思います。最近の傾向としては若干少しずつ減ってきている部分があるのかなと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） 減ってきている部分に関してどのように分析されているかと、受診勧奨は例年どおりされているとは思いますが、どのように今後お考えか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。  
○国保介護担当課長（阿部充幸君） 少しずつ減ってきている部分について今後の対策ですが、基本的には被保険者様が主体的に行っている無症候性のラクナ梗塞だったり未発達の動脈瘤、自覚症状に乏しい定期的なご本人が管理している部分を引き続き募集しながら。  
あとは高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施の部分で平均寿命の延伸を生活習慣病の予防対策としてやっていますので、その対策も指導の中で糖尿病対策だったり生活習慣病の重症化予防、動脈硬化の予防健診と合わせて基礎疾患を保有している方にアプローチしていくことで受診者数を増やしていければと担当と協議しています。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） 今までどおりいろいろやっていただいているのですが、例えば他にも高齢者大学で周知してみるとか、こういうのは大切なんですよとやってみるとか、老人クラブにお邪魔するとか、さまざまな角度での受診勧奨の方法があるかと思うのですが、そういうことも考えられるかどうか伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。  
○国保介護担当課長（阿部充幸君） 各老人クラブだったり自治会等のサロン活動には定期的に毎年お邪魔を、保健師を派遣して、そこで健康相談とか健康教育は随時やっていますので、そういった中で啓発運動ができればなと思っていますと同時に、若い方についてもその若い方の健康課題が次にライフステージの健康課題に結びつく、起因する部分もありますので。そこは国保のヘルスアップ事業といったところで普及啓発をしているというところです。

- 議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。  
5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ6、7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言は  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。  
これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定するこ  
とにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のと  
おり可決されました。

---

◎ 日程第11 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第11、議案第4号 令和7年度安平町後期高齢者医  
療事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。説明を求めま  
す。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 議案第4号朗読

#### 議案第4号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

繰入金の減額等により、令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

#### 議案第4号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

1 款総務費は事務経費の決算見込みによる減額となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は保険料収入の増額に伴う補正となります。

8 ページ、3 款保健事業費は脳ドック健診の決算見込みによる減額となります。

次に歳入のご説明をいたします。5 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目 1 節現年度分は保険料収入の増額に伴う補正で、2 節滞納繰越分は収入見込みの減による補正となります。

6 ページにわたる 2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は歳出 1 款及び歳出 3 款の減額に伴う補正です。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万8000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7038万7000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出7ページをお開きください。7、8 ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり歳入に移ります。5 ページをお開きください。5、6 ページで質疑はありませんか。

[三浦議員 挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 5ページの後期高齢者医療保険料の現年度分の増額要因についてですが、こちらは被保険者の収入が増えたことによるものなのか、それとも被保険者が年齢を重ねて増えたことによる増なのか主な要因を伺います。

[奥田税務戸籍担当課長 挙手]

○議長(多田政拓君) 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長(奥田浩司君) 所得が増えていることが要因と考えています。年金額ですが物価スライドによって5、6、7と2%から3%ぐらい

上がっているのですが、それが要因ではないかと分析しています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 歳入歳出どちらで聞くか悩んだのですが、仕組みが飲み込めない部分があるので教えていただきたいと思うのですが。保険料が収入増えた部分が納付金として納付しますが、ほぼ同額に近い分が持って行かれるその仕組みについてどうなっているのか、計算式どうなっているか伺えたらと思います。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 後期高齢者保険料ですが、これ北海道の広域連合の方で行っているものですが、歳入全てを広域連合に納入することで歳入歳出増額となっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まるっきり同額を納めるということなのでしょうか。歳出で収めるのは627万8000円で、入ってきたのが652万7000円。全く同時期だからということではないという、差引で納付額が決まったという理解なのでしょうか。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 今回、歳入650万と滞繰分24万を減額して残りの627万8000円が歳出の額と同額になっているかと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第12 議案第5号

○議長(多田政拓君) 日程第12、議案第5号 令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長(多田政拓君) 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長(阿部充幸君) 議案第5号朗読

議案第5号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

保険給付費の減額等により、令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

## 議案第5号

### 令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,456千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,089,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ518千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。はじめに歳出からご説明します。11ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費10節需用費及び13節使用料及び賃借料は、決算見込みによる減額となります。12ページにわたる2項1目介護認定審査会費及び2目認定調査等費並びに3目認定審査会共同設置負担金は、決算見込みによる減額となります。

13ページにわたる2款保険給付費1項1目居宅介護サービス等給付費は、実績及び今後の支出見込みにより増額。2目地域密着型介護サービス等給付費及び3目施設介護サービス等給付費は、決算見込みによる減額となります。14ページにわたる2項1目介護予防サービス等給付費は、実績及び今後の支出見込みにより増額。2目地域密着型介護予防サービス等給付費は、決算見込みによる減額となります。3項1目審査支払手数料は、実績及び今後の支出見込みにより増額。6項1目特定入所者介護サービス等費は決算見込みに

よる減額となります。

15ページにわたる3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費及び2目介護予防ケアマネジメント事業費並びに16ページにわたる3項1目包括的支援事業・任意事業費は、決算見込みによる減額となります。

17ページ、4款諸支出金1項2目償還金及び2項1目一般会計繰入金は、決算見込みによる減額となります。

18ページにわたる5款予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源調整として増額補正するものです。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

1款保険料1項1目第1号被保険者介護保険料につきましては、異動実績を精査し増額。

6ページにわたる2款分担金及び負担金1項1目認定審査会負担金は決算見込みにより減額となります。

4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、決算見込みによる増額。2項1目調整交付金は事業実績に伴う減額。7ページ、2目と3目地域支援事業交付金は決算見込みによる減額となります。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金及び8ページにわたる2目地域支援事業支援交付金は、決算見込による減額となります。

6款道支出金1項1目介護給付費負担金から2項2目地域支援事業交付金までは決算見込により減額となります。

9ページ、7款繰入金1項1目介護給付費繰入金から10ページにわたる5目その他一般会計繰入金までは決算見込みによる減額となります。

続いて介護サービス事業勘定についてご説明いたします。24ページをお開きください。

1款サービス事業費につきましてはケアプラン作成委託実績の決算見込みによる減額となります。

2款予備費につきましては財源調整として減額するものです。

次に歳入をご説明いたします。23ページをお開きください。

1款サービス収入につきましては予防ケアプラン作成の実績に伴う減額となります。

以上、保険事業勘定歳入歳出補正予算及び介護サービス事業勘定歳入歳出補正予算の説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

**○議長（多田政拓君）** 説明が終わりましたので、はじめに保険事業勘定の質疑から行います。歳出11ページをお開きください。11ページで質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ16、17ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ18ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7、8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。歳出24ページをお開きください。24ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。23ページをお開きください。23ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わりこれで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言  
はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。  
これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定するこ  
とにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のと  
おり可決されました。

---

◎ 日程第13 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第6号 令和7年度安平町水道事業会計  
補正予算（第5号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。  
○水道担当課長（谷村英俊君） 議案第6号朗読

議案第6号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）について

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

事業費の確定等により、令和7年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

## 議案第6号

### 令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では、収入の第1款水道事業収益はデジタル活用推進事業費の確定等に伴い538万8000円を増額し、収益的収入の総額を3億9049万4000円とするものです。

支出の第1款水道事業費用は、量水器交換工事に係る執行残等により1056万3000円減額し、収益的支出の総額を3億7928万5000円とするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的収支に対して不足する額「82,120千円」を「78,366千円」に、減債積立金「19,456千円」を「15,702千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条では、収入の第1款資本的収入は企業債事業費の確定等により86万4000円減額し、資本的収入の合計を4701万6000円とするものです。

1 ページめぐりまして、支出の第1款資本的支出は建設改良費の事業費確定等により461万8000円減額し、資本的支出の総額を1億2538万2000円とするものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第4条では職員給与費を42万円減額し、3812万8000円とするものです。

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第10条に定めた限度額「5,650千円」を「3,019千円」に改める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について、5ページの令和7年度\_安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第5号により詳細を説明致します。

収益的収入、1款水道事業収益1項1目給水収益は、水道料金の決算見込みを精査した結果、給水量の増加に伴い36万5000円増額補正するものです。2目その他営業収益は、給水工事件数の減少に伴う減額補正となります。2項1目受取利息及び配当金は、預金利息の決算見込みにより20万1000円増額補正するものです。2目補助金1節他会計補助金はスマートメーター受信器購入に係るデジタル活用推進事業債の確定等に伴い、551万2000円増額補正するものです。3目消費税及び地方消費税還付金は令和7年度の水道事業会計決算見込みにより、仕入れ税額が売上税額を上回ることから、還付金として61万9000円増額補正するものです。4目雑収益3節その他雑収益は配水管破損復旧弁償金の追加及び撤去メーター器の売却による決算見込みにより38万3000円増額補正となります。5目長期前受金戻入は令和6年度決算による資産額確定により増額補正するものです。

6ページの収益的支出、1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費6節委託料は水道施設等運転管理業務に係る労務単価、薬品費高騰による精算分として増額補正するものです。この他、水質検査及び水道施設点検調査につきましても入札執行残による減額となります。2目配水及び給水費は2節職員手当等から7節工事請負費まで説明欄に記載のとおり執行残の整理が主なものとなります。補正額が多額のものにつきましても、5節修繕費は検定満了による量水器購入費用の入札執行残で515万4000円の減額、7節工事請負費につきましても量水器交換工事に係る入札執行残で161万円の減額となります。9節賞与引当金繰入額は令和8年6月に支給される賞与の対象期間となる令和7年12月から令和8年3月までの賞与算定における見込み額を計上し増額補正するものです。3目総係費につきましても説明欄に記載の通り執行残の

整理が主なものとなります。補正額が多額のものにつきましては、10節手数料は窓口払いの手数料発生に伴い予算を計上しましたが実績見込みにより410万円減額補正となります。7ページ、12節委託料は水道ビジョン見直し業務の入札執行残ほか、水道管路台帳整備業務、水道メーター検針業務の執行残で154万6000円の減額補正となります。16節賞与引当金繰入額は2目配水及び給水費同様、令和8年6月に支給される賞与の対象となる今年度分を見込み増額補正するものとなります。4目減価償却費は工事完了等、固定資産の確定に伴い減額補正するものです。

続きまして8ページの資本的収入1款資本的収入1項1目企業債は基幹管路耐震化整備事業の入札による事業費の確定により、企業債全体で20万円の減額補正となります。2項1目他会計負担金1節他会計負担金は一般会計から繰り入れています消火栓設置工事費の執行残等に伴い減額補正を行うものとなります。

9ページの資本的支出は事業費の確定による整理で、説明欄に記載のとおりとなりますが、主な補正内容につきましては1款資本的支出1項1目配水設備改良費3節工事請負費は、追分地区導水管の基幹管路耐震化整備工事及び北進浄水場情報収集装置更新工事のほか、消火栓取替工事4基の執行残により192万円減額補正するものです。2目営業設備費は、たな卸し資産として新設水道メーター器を計上していましたが、新しいJRアパートの戸数及び大口径50mmの払い出し減少に伴い262万8000円減額補正するものとなります。なお、1ページから4ページにわたる令和7年度\_安平町水道事業会計補正予算実施計画第5号につきましてはこれまで説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本補正については第1条の総則から次のページ第5条たな卸資産購入限度額まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） 2ページ目にあるたな卸資産購入限度額の第5条の限度額の確定に関しては、どのような方法で確定されているのか伺います。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） たな卸購入限度額ですが、こちら水道事業としての在庫を確保するものの予算組みになるのですが、継ぎ手とか仕切り弁とかメーターキーとかの保管する材料費の予算となりますが、こちらは在庫として無くなっている分と次の年度で必要な分ということで常に仕切り弁とか継ぎ手とか必要な数量を揃える、それで無くなっている分を補填する、補充するという予算組みとしています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第14 議案第7号

○議長（多田政拓君） 日程第14、議案第7号 令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木下水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 議案第7号朗読

## 議案第7号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）について

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

管渠建設費の減額等により、令和7年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

## 議案第7号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の下水道事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町下水道事後会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では収入の第1款下水道事業収益は国庫補助金等の確定に伴い、321万6000円を減額し、収益的収入の総額を6億5061万5000円とするものです。

支出の第1款下水道事業費用は、社会資本整備総合交付金の配分結果等により2441万円減額し、収益的支出の総額を6億3661万5000円とするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4号本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額21,062千円を17,448千円に、減債積立金8,712千円を5,098千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条では、収入の第1款資本的収入は企業債及び国庫補助金事業の確定等により2861万円減額し、資本的収入の合計を4億3961万4000円とするものです。

支出の第1款資本的支出は建設改良費の事業費確定等により3222万4000円減額し、資本的支出の総額を4億5706万2000円とするものです。

(企業債)

第4条 予算第6条の表中に定めた下水道事業債の限度額「237,600千円」を「203,200千円」に改める。

令和8年3月5日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について、5ページの令和7年度安平町下水道事業会計補正予算 事項別明細書 第6号により詳細を説明致します。

収益的収入、1款下水道事業収益1項1目下水道使用料は使用水量の増加により増額するもの。1項3目その他営業収益は排水設備工事指定店等の申請手数料の決算見込みによる減額補正となります。2項1目国庫補助金は委託料の入札結果等の決算見込により減額補正するものです。4目雑収益は普通預金受取利息等の確定により増額補正するものです。6目長期前受金戻入は令和6年度決算による資産額確定により減額補正するものです。

6ページの収益的支出、1款下水道事業費用1項1目管渠費は5節修繕から8節材料費まで説明欄に記載のとおり執行残の整理が主なものとなります。2目下水道処理場費1節備消耗費は説明欄に記載のとおり執行残の整理となります。3節修繕費は早来・追分浄化センターの機器修繕工事7件の入札執行残等による減額となります。5節手数料は浄化センターの産業用除湿器処分費の執行残により減額となります。6節委託料は早来・追分両浄化センターから搬出される脱水汚泥処分業務委託料及び汚泥運搬委託また浄化センター維持管理委託料は本年度の実績及び今後の見込みを精査し不用額を減額補正するものです。3目総係費4節旅費から15節負担金まで説明欄に記載のとおり執行残の整理が主なものとなります。4目減価償却費は工事完了等、固定資産の確定に伴い29万3000円の減額補正するものです。

7ページの資本的収入、1款資本的収入1項1目企業債は資本的支出の管渠建設費における委託料及び工事請負費の減額に伴い、企業債全体で3440万円の減額となります。2項1目国庫補助金は早来大町分譲地造成工事に係る

委託料及び工事請負費を当初単独事業費で計上していましたが、補助金の配分決定により451万6000円を増額補正するものです。3項1目受益者負担金3項2目受益者分担金は新規対象者の増による増額補正。

8ページの資本的支出は事業費の確定による執行残の整理で説明欄に記載のとおりとなりますが、主な補正内容につきましては、1款資本的支出1項1目管渠建設費1節委託料は家屋調査1件と管きょ実施設計2件の執行残により748万1000円減額補正するものです。2節工事請負費は新設工事の早来大町分譲地造成工事における事業内容見直しにより、下水道本管設置工事から公設柵設置工事に変更したことと管きょ工事等の執行残による減額の2件と管きょ修繕工事及びマンホールポンプ所の更新工事の執行残により全体で3172万4000円減額補正するものです。2目処理場建設費、1節委託料は改築更新工事に係る実施設計委託業務によるもので、事業費の確定により50万円減額補正するものです。なお、1ページから4ページにわたる令和7年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画第6号につきましては、これまで説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう宜しくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

本件については第1条総則から次のページ第4条の企業債まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） ここで午後 2 時10分まで休憩とします。

休憩 午後 1 時 53 分

---

再開 午後 2 時 10 分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

---

◎ 日程第15 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第 15 一般質問を行います。

確認のために申し上げます。一般質問は 1 議員質問と答弁を合わせて 1 時間以内の時間制限があります。また、議会運営委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いします。理事者側の答弁もそのようお願いします。また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き、通告内容については必ず質問を行いますよう重ねてお願いします。なお、議場の前後に残時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるよう重ねてお願いします。

それでは通告順に発言を許します。はじめに 8 番、箱崎英輔議員の一般質問を許します。

【通告No. 1 8 番 箱崎 英輔】

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8 番（箱崎英輔君） 私の方からは安平町のまちづくりのこれからについて伺いたいと思います。

要旨について述べさせていただきます。まちづくりにおいても重要な地域コミュニティ、その希薄化は将来に向けて大きな行政負担そして財政負担へと跳ね返ることになり、安平町の持続可能性にも影響を及ぼすことにもなり

兼ねません。また、最近あの家の電気が夜になってもついていない、新聞が溜まっているなどこうした公助、いわゆる行政では把握しづらいであろう近所の違和感こそが安平町の安全安心の根幹であると思います。しかし、地域コミュニティの衰退はこのセーフティネットを崩壊させ、さらには地域行事を通じた子どもたちの社会性や非認知能力を育む機会さえも奪おうとしているのではないかと感じます。一度途絶えた伝統やコミュニティを復活させることは困難であり、復活させるにもそれ相応の時間・マンパワー・資金が必要になります。今がまさに安平町のアイデンティティを守れるかどうかの瀬戸際ではないでしょうか。先日も町内で地域共生社会って何だろうという問いのもとにシンポジウムが開催されました。私自身も昨年から今年にかけて地域コミュニティに関する複数の講習やシンポジウムに参加してきましたが、地域コミュニティが防災や福祉・教育のほか、さまざまなことに深く関連していることを改めて思い知ることになりました。私に言われるまでもなく、安平町としてさまざまな施策を行っているのは重々承知していますが、今まさに自助・共助・公助の他にお互い様の気持ち、互助という考えをさらに広めていく必要があると思います。さらに本町では現在、安平地区及び遠浅地区の地区別計画の策定が進んでいますが、実効性ある再構築の指針となるのか、その現状と今後の具体的な展望について伺います。件名にもあるように最終的にはこれからをお聞きしたいと思いますが、そのためにはまず過去や現状をお聞きしたいと思います。

まず、安平町地区別計画について伺います。地区別計画策定の根拠をお願いします。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） ご質問のありました根拠、一つきっかけ・背景という形でお答えさせていただければと思っています。

まず、きっかけという点では町の施策として実行する上でのきっかけ、及川町長の公約、その町長公約と連動した第2次安平町総合計画において追分・安平・早来・遠浅の4地区の視点を持ってそれぞれの地域コミュニティに向き合い、それぞれで抱える地域課題に対して能動的に解決していく施策を展開していることの必要性を明記されたことが大きなきっかけの一つと考えています。

次に地区別計画を必要とした背景という点では、これは地方の市町村共通の背景だとは思いますが、人口減少と少子高齢化に伴う地域住民の減少、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地域活動の機能低下、加えて安平町においては北海道胆振東部地震による人口減少の加速化、小学校の統廃合によるコミュニティ機能の変化など複数の要因が重なり合い、これまで地域コミ

コミュニティを支えてきた従来の自治会町内会の仕組みでは時代の変化とともに複雑化、機能低下していく地域コミュニティを維持していくことが難しい状況になっている危機感の高まりや、これと同時にこれまで自治会・町内会ごとに地域で当たり前に行われていた自助・共助の活動を前提とした現在役場が担っている住民に身近な行政サービスといった町民密着型サービスについても従来どおりに維持していくことが困難な時代に突入している状況への危機感が背景になると考えています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 今、地区別計画の根拠をお聞きしたのですが、こちらの方はまた後で聞くことがありますのでその時に聞かせていただきます。それでは2番目の、これまでの経緯や進捗状況についてお答え願います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 2つ目の取り組み状況について説明します。

現時点で地区別計画の取り組みが行われている地区は安平地区と遠浅地区の2地区となっており、その範囲は旧安平小学校区、旧遠浅小学校区の範囲とほぼ同様であり、安平地区自治会連合会・遠浅地区自治連絡協議会の範囲と同様の活動エリアとなっています。そのうち安平地区は町内4地区の中で比較的に高齢化率が高く人口が少ないことなどからモデル地区として位置づけ、令和4年度に共同実行プランと呼ばれる計画策定に着手し、翌年の令和5年4月に共同実行プランの実施主体となる安平地区まちづくり協議会を立ち上げ、計画期間を3年としている共同実行プランに沿った取り組みをスタートしています。

主な活動としては、ふれあいサロン活動を年30回以上、子どもの居場所づくり年10回以上、地域食堂年7から8回、地域見守り訪問活動年2回、夏と冬のフェスイベントがそれぞれ1回、旧安平小学校の閉校活用にかかる地域のとりまとめと行政の要望活動、この他に暮らしの困りごとサポートとしてデマンドバスの乗車体験会などを各自治会の役員、民生委員、社会福祉協議会、役場の各担当部署と連携して実施しています。

もう一つの遠浅地区は令和6年度に共同実行プランの策定作業に着手し、昨年4月に遠浅地区まちづくり協議会を設立して第1次共同実行プランに沿った1年目の取り組みをスタートしています。

主な活動としては遠浅地区の一大イベントであるグリーンフェスティバルを遠浅地区の自治会連絡協議会との実行委員会方式によりリニューアル

して実施、遠浅公民館での防災キャンプ、老人クラブ朋友会と早来こども園をつなぐ多世代交流活動、遠浅地区の子ども会活動に関する関係団体との各種調整や橋渡しなど地域関係者や役場の各部署の担当者等と連携して実施しているところです。

最後に安平・遠浅両地区のまちづくり協議会を支えるスタッフ体制についてご説明します。両地区の協議会には事務局スタッフという形で役場の会計年度任用職員として雇用している集落支援員と地域おこし協力隊を合わせた3名体制を基本として配置しています。事務局スタッフの主な業務は先ほどご説明した地域課題を解決するための活動はふれあいサロンのような福祉活動のほか防災・公共交通・子どもからシニアにわたる多世代活動・イベント活動と幅広いことから、こうした活動を実施するために必要となる役場の各担当部署・社会福祉協議会・老人クラブなどといった各種調整や必要書類の作成などといったサポート活動、これに連動して行われます多種多様な地域課題を解決するために必要となる地域内にあるさまざまな関係者の方々、こうした関係者と関係者をつないでいく橋渡し役とその合意形成の場を作り出していくことが大切な仕事となっています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 本当に新しく入って来られた地域おこし協力隊だったり集落支援員だったり元々いた方々の融合、素晴らしい活動だと思います。ただし、こちらの課題はあると思いますので、そちらは後ほど述べさせていただきます。

では次に進みます。地域コミュニティの衰退が生み出す現状や課題について伺います。まず1番目、行政コストの増大と職員数について。自治会・町内会が機能なくなると、これまで住民のボランティアで成立していたことが全て行政の仕事として跳ね返ってくることとなると思います。もし、このような状況になったら町の職員数を増やして対応するのでしょうか。また、業者委託の場合の経費負担はどうするのか。例えばですが広報紙の配布を町でやることとなると経費はどのぐらいかかるのか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 行政改革の観点から総務課よりご答弁申し上げます。はじめに自治会・町内会等が長年にわたりさまざまな公共的な役割を担い、特に行政サービスでは行き届かない町民密着型サービスにご配慮ご尽力いただいていることは行政のあらゆる我々の部門が十分に認識しています。

本ご質問についても地域コミュニティの重要性を双方で改めて共有するものといった趣旨のご質問であると理解しています。その上で地域コミュニティが衰退するという厳しい状況を想定したご質問ですが、今後約10年間で急速に人口減少が加速する我が国において、現在以上の行政職員数のこれを増員するということは困難で、地域コミュニティが担われている地域密着型サービスの全てを行政側で引き取るということは行政改革の観点からも現実的なものではないと。よって行政で引き取るもの、民間企業に委託するもの、このほか縮小または廃止するものという選択が行われるものと推測しており、これらを町職員で行う場合の増員数や行政的なコストについては算出していません。

なお、広報紙の配布業務を直営で行った場合の経費という具体的な内容についても推測となりますが、その状況に至るまでの間に行政改革として広報の在り方の再検討など同時に改革が行われるものと推測をし、ケースによって金額が変動しますので具体的な金額を申し上げるのは控えたいと思います。

いずれにしても、このご質問の趣旨はいかに自治会・町内会等が行政諸活動を補完しているかを行政側の我々執行部に再確認させるための意味と理解していきまして、地域コミュニティの衰退が町民密着型サービスの廃止を招く重大な問題で、その影響はコスト面を含めて計り知れない極めて大きなものになることを認識しています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 今、岡課長が言われたとおり、私も嫌がらせでいくらかかるんだと別に数字を求めているわけではなくて、町内会・自治会の他にも公園の草刈りだったり除雪だったりさまざまなことに僅かな謝礼しか町内会としても払っていないのですが、奉仕の心と言いますか、ボランティアの心でやっていただけるので、そういう方々がいるからこそできているんだなと思っています。

では次に移らせていただきます。これからの防災と福祉について質問するのですが、その前に3枚のフリップについて説明させていただきます。まず1枚目ですが、こちら登別市の一斉防災避難訓練ということで実際ポスターを見る限りではどこにでもあるポスターだなと思われるのですが、私も最初これ見せられた時に何がすごいんだろうとよくわからなかったのですが、主催が登別市の連合町内会が主催しているのです。じゃあ市は何やっているんだろうと思ったら協力なんですよ。協力団体の一つとして登別市がやっているということをやっているのです。こちらの方が事例発表から登別市の連合町内会、いろいろやっていっているんだなと確認できました。

続いて同じくこちらも登別市ですが、このように災害に備え個別的な避難訓練をやっているということでここにも町内会連合会が加わりながら一緒に住民の方々となかなか個人では避難できない方と経路確認をやっていると。

この2枚のフリップですが、私が言いたいのは安平町もこれをやりなさいと言いたいわけではなくて、一つの事例として紹介させてもらっています。ただ、このような事業をやれる背景がすごいと思っていまして、それこそ主体的に自分たちが動かないといつまでも行政に求めているという気持ちだったり、この要支援の方と一緒に避難されているのも相互の信頼関係がないと成り立たないと思うのですよね。この辺を他の行政ではなかなかないだろうなと思って紹介させていただきました。

3枚目ですが、こちら町内会連合会の会議に出た時にこのような形で東京大学の大学院の片田先生という方が「これからの日本の防災の向かうべき方向性っていうのはこうやらないとやっていけないぞ。」ということをおっしゃられています。こちら左側が今までの行政と住民との関係、行政が守るもので住民が守られるもの。そして行政が責められる側で住民が責める側ということで今まではやってきた。確かにそういう形であったのだらうと思いますが、これからのことを考えると行政はサービスからサポートに変更していかないといわゆる横文字で言うとパラダイムシフトを起こしていかないか。行政としてやっていけるのか。結局、行政がやれないってことは住民が犠牲になることではないのかということ、ここにあるように青と緑の行政と住民が混在した形でこれから進むべきだろうとおっしゃられています。

これをもとに質問に移りたいと思います。まず防災について、発災時に向けての自治会・町内会の防災組織の構築について、現状で自主防災組織を立ち上げていないところもあると思います。発災時には平時からのこうした取り組みがなければ災害が起きてからの対応に地域差が出てしまうのではないかと思います。町としてこうした地域差が生まれえないような取り組みを行う考えがあるのか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 当町の自主防災組織の設置状況ですが、まず東日本大震災がありました平成23年の翌年、平成24年に最初の団体が結成されて以降、町では結成の準備、その後の活動に対する支援といったものの交付金制度を創設したり、町まちづくり支援事業交付金を活用した自主防災組織が自ら行う防災倉庫等の整備、防災備品の購入等を対象とした支援メニューの運用など、結成に至っていただくための施策を行ってまいりました結果、町内32の自治会町内会、農場組合のうち22の自主防災組織が設置され、結成率は現段階で68.75%となっています。

この現状を踏まえて結成地域と未結成地域の格差が生じるのではないかと  
いうご質問に対して、まず発災直後の状況で推察しますと当町の自主防災組  
織は基本的に自治会・町内会等の区域と同一ですので、未結成地域があつた  
場合でも役場との情報共有、それから連絡体制は自治会と町内会の会長と行  
うことができますので、発災直後で考えますとあからさまな格差が発生する  
かは言及できないだろうと考えています。一方で自主防災組織を結成してい  
る地域と未結成の地域では災害に対する自主性と主体性の意識に大きな差が  
出るだろうと予測しています。仮に平成30年北海道胆振東部の震災クラスの  
災害が発生した場合において、平時に対応訓練などの取り組みを実施し、各  
種防災備蓄を実施している自主防災組織の地域と未結成の地域を比較すると  
結成済みの地域は組織自らが主体となって地域住民の避難支援から避難所の  
開設運営の対応を行っていただけると考えていますが、未結成地域は行政へ  
の依存度が比較的強くなるものと推測していきまして、発災時には実情  
として役場の職員は生活インフラ、公共施設等の復旧にあたりますから、多  
くの人員をそちらに投入せざるを得ないため、自主防災組織が未結成の地域  
に人的なりソースを投入することは困難でしょうから、避難所運営などを例  
に挙げますと当該地域の避難所は大きく混乱することが予想がなされます。

このため自主防災組織が中心となりまして発災時、災害時に自主性と主体  
性の意識を発揮いただくことは町民の生命と財産を守る観点として極めて重  
要だと考えていますし、そのためにも例えば町として共通の期日を決めて地  
域ごとに自主的な防災訓練の実施を推奨したり、ここ2年意識して開催して  
います自主防災組織との交流会といったものも今後継続するなど取り組みを  
通じ、残り10地域の未結成団体にも結成の必要性を理解していただく必要が  
あると考えています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） そのとおり発災当初はそれほどのダメージは無いけれど  
も、それが長期的になると防災組織というものが生きてきたり、お隣近所同  
士の付き合いが生きてくるという認識だと思います。

胆振東部地震が起きる前の2か月前ですが、平成30年7月。これは九州だ  
ったり四国だったり近畿だったと思うのですが、死者行方不明者200名を出  
した大規模な土砂災害があつたところで、この後で12月に中央防災会議でこ  
のような報告がなされています。全ては読めませんので抜粋で読みますと、  
最後のところで「終わりに国民の皆さんへ大事な命が失われる前に。自然災  
害は決して他人事ではありません。あなたやあなたの家族の命に関わる問題  
です。気象現象は今後さらに激甚化し、いつどこで災害が発生してもおかし  
くありません。行政が一人一人の状況に応じた避難情報は出すことは不可能

です。自然の驚異が間近に迫っている時、行政が一人一人が助けに行くことはできません。行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。避難するしないかは最後はあなたの判断です。」と。これ途中で止めますが、このようなことが国でも出されているということですよ。この間に私たちは胆振東部地震を経験したわけです。このような形で防災の考えを少し変えていかないといけないのかなと思います。

次に福祉について質問します。職員だけでセーフティネットを全て維持できるのか。個人情報との兼ね合いをどうしていくのか福祉的な見守りだけでなく異変への初期対応ができなくなる、いわゆる近所の違和感を誰が見守るのでしょうか。こちらも防災と基本的には同じ考えだと思いますが、いかがですか。

〔小板橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） 町内における見守り活動については行政だけでは限界があるという認識の中で自治会・町内会の地域の皆さん、民生委員・社会福祉協議会と情報共有を行うことは重要であると認識しています。具体的には地域ミーティングや毎月開催しています民生委員協議会などでの情報共有や一定の課題整理について協議をさせていただいているところです。

また、安平町地域見守りネットワークを平成23年6月1日に設置し関係機関・事業者などこれまで72団体が登録となっています。これまでの実績については郵便局員・新聞配達員・トドック・民生委員・ご近所の方などから異変に気づきご連絡をいただいたケースが数件ありまして、一命を取り留めたケース、残念ながらお亡くなりになられたケースもありました。

こういった行政の視点では見つけられない点や地域での様子を把握されている自治会などの皆さんのご協力とご理解が必要不可欠であると認識しつつも、現行の個人情報の保護の観点でいくと名簿提供には本人同意が必要であることから他自治体の取り組みを参考に関係部署と協議を進めてまいりたいと考えています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） やはりそこにもこういう自治会・町内会などが関わっていかないと厳しいところと、これはなかなか簡単にはいかないと思うのですが、個人情報との兼ね合いですよ。私が参加した町内会連合会の時には皆さん本当に差し迫っている人たちは個人情報と住民の命とどっちが大事な

んだということを行政とやり合うと。そうやって何年もかけて話し合っ  
て少しずつ解決に向かっていくと。そこには当然住民の理解もないと  
できないと思います。そのようなことをこれから検討していただければ  
ありがたいと思います。

また、先日あびらチャンネルでも放映されていましたが、シルバーリ  
ハビリ体操、シルリハ体操をやって住民の方が講師になってくださる  
ところが本当見ていて安平町って素晴らしいよなと思いつつ見ていた  
ので、ぜひそういう形で住民の方にも講師をやっていただけるような  
ことをこれからも引き続きやっていただけたらと思います。

こちらも余談ですが、千歳市で先日開かれた超高齢社会の備えとい  
うフォーラムで北海道教育大学函館校の齋藤征人教授が言われた中  
身ですが。まずは人との関わり以上の健康維持はない。公的なサー  
ビスはすでに限界。孤立している人の死亡リスクは1.7倍。この他  
にもいろいろ言われていたのですが、このような事例を自分の家族も  
例に挙げながら取り上げてくださっていましたので、こういうところ  
に参加を促すのもいいのかなと考えています。

次に移ります。地域行事の衰退について。地域の伝統行事などを支  
援する人は少なくなってきているが、その環境を整えることはできな  
いのでしょうか。お祭りなどの際の学校時間の変更など、一度途絶  
えたPTAや催事などの組織や伝統行事を復活させるのは困難だと思  
うが考えを伺います。

〔渡邊社会教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） 地域行事の衰退についてですが、  
議員ご指摘のとおり地域の伝統行事は子どもたちが地域の歴史や文  
化に触れ、多世代との交流を通じて社会性を育む貴重な学びの場  
であり、社会教育の観点からも重要な役割を担っていると認識して  
います。しかしながら、現状では支援する人材の不足により地域行  
事の継続が困難になっている状況があり、また一度途絶えた組織  
や伝統行事を復活させることは容易ではないことも認識しています。

ご質問のお祭りなどの際の学校時間の変更については、学校の教  
育課程や行事日程は学校指導要領に基づき各学校が児童生徒の学  
びの保障を前提として編成するものであり、地域行事との調整に  
ついては各学校の判断に委ねられています。現在、各学校では地  
域学校協働活動の一環として地域行事の児童生徒の参加につい  
ては可能な範囲で配慮や調整を行っているところですが、授業時  
数の確保や学校行事との兼ね合いなど、さまざまな制約がある中  
での対応となっています。教育委員会としては学校時間の変更と  
いった個別の対応よりも、むしろ地域行事を支える人材や体制を  
地域全体で確保していくことが本質的な課題であると考えていま  
す。

令和8年度において地域学校協働本部活動として、この後新年度予算審議の案件にもなりますが、町内の情報を一元化する情報プラットフォームの構築を進めてまいります。これにより地域行事を支える人材や資源のマッチング、世代を超えた交流の促進など持続可能な支え合いの仕組み作りを進めてまいります。こうした取り組みを通じて地域の伝統行事が次世代に継承され、子どもたちが地域とのつながりの中で豊かに成長できる環境を整備してまいりたいと考えています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 今、渡邊次長の中で地域学校協働活動というところと情報プラットフォームという、非常に新しい言葉と言ったらどうか分かりませんが、こういう言葉が出ていますが、ちょっと今の説明では物足りないというかわかりづらいところがあったので、この辺のご説明をもう一度お願いします。

〔渡邊社会教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） まず地域学校協働活動については、学校支援活動と学校を核にした地域づくり活動の両方を指します。それら活動の基盤となるものは地域活動や社会教育活動さらには福祉的活動、企業などの団体の活動です。安平町教育委員会では、これらの各種活動主体をネットワーク化し社会教育の活動プラットフォーム、この後またご説明させていただこうと考えていますが、そうしたものを地域学校協働本部の取り扱いの範囲としまして活動を進めていきたいと。学校教育と社会教育を連動しながら子どもたちの学びであったりを支えていく組織づくりをまずしていくのが一つの考え方です。

あと情報プラットフォームのイメージになりますが、今町のホームページの中ではさまざまな情報がたくさん溢れている情報を、これを必要な方に都度届いているのかと申しますとそうではなくて、各課が必要な届けたい情報を一方的に流しているという言い方も悪いかもしれませんが、それを必要な人にきちんと届けられるように来年度情報を一元化しながらカテゴリーを分けてそれを届けるような、町のホームページを再構築しながら見える化、可視化していきたいと考えています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） まさにワンストップでいけるところというのはなかなか難しいとは思いますが、ぜひ整備の方をお願いします。

そこで先ほど学校の行事で出たのですが、教育委員についてですが、このようなアンケート結果があります。これ文部科学省の生涯学習政策局政策課が行った教育委員へのアンケートなのですが、教育委員の役割という項目があり、その解説としてこう表されています。「教育委員の果たしている役割とは全く当て嵌まらないは1点、よく当て嵌まるを5点として得点とし、その平均点を見ると住民ニーズの提供が最も高得点となった。よく当て嵌まる、当て嵌まるの合計が70%以上になっている。」と。これらの結果から教育委員の方々にも住民ニーズの提案は十分可能ではないかと思うのですが、いかがですか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 安平町の教育委員の皆様については子育て世代の方も入っていただきながら、いろいろ学校に関わることとか常日頃そういう情報収集をしていただきながら、協議の場面でもそういう住民ニーズというか教育関係に関わるニーズについてご提案・ご協議させていただいているところです。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 教育委員の方々も役割として一方的に受けるだけではなく、自分たちでもいろいろ発信していきたいと思いますので、そのために情報の開示は本当に必要だと思いますのでよろしくお願いします。

では次に、子どもの経験格差を伺います。子ども会の衰退は単なる楽しい思い出の欠如だけには留まらず、異年齢との子どもとのコミュニケーション能力や社会性を育む貴重な場であり、それが無くなると非認知能力の育成にも影響を及ぼすとともに社会経験の格差が広がると思いますが、今まで担ってきた子ども会の役割を子どもたちの経験格差が生じないよう行政がカバーしていく考えはあるのか伺います。

〔渡邊社会教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） 子ども会の衰退と子どもたちの経験格差に

ついてですが、議員ご指摘のとおり子ども会活動は異年齢交流を通じた社会性の育成や非認知能力を育む貴重な学びの場であると認識しています。しかし、現状では地域によっては活動の維持が困難な状況であり、また役員の負担増加により保護者の方々が関わることに難色を示すケースも見受けられ、結果として解散や活動の縮小に至っている地域もあることは重く受け止めているところです。

この問題は子ども会単独の課題ではなく、地域コミュニティ全体の衰退という大きな課題の一部であると考えています。従来子ども会や町内会・自治会などの地域組織が子どもから大人まで世代を超えた緩やかな関係性の中でお互いに支え合い、地域の安全安心や子どもたちの健全育成を担ってまいりましたが、少子高齢化やライフスタイルの多様化により特定の役員や保護者への負担が集中する構造が生まれています。

こうした状況を踏まえ、教育委員会としては地域学校協働本部の機能を核として町全体で緩やかな関係性を構築し、子どもたちの経験格差が生じないよう取り組んでまいります。先ほどのご質問の答弁にもありましたが令和8年度において地域学校協働本部活動として町内の情報を一元化する情報プラットフォームの構築を進めてまいります。これにより各地域や各団体の活動状況や課題を共有し、人材や資源のマッチング、世代を超えた交流の促進など負担が特定の個人や団体に集中しない持続可能な支え合いの仕組みづくりを目指してまいります。また、地域コミュニティの構築、再構築は町全体での取り組みであることから関係部局と横断的に連携しながら地域学校協働本部活動の中で総合的に推進してまいりたいと考えています。子ども会が担ってきた異年齢交流や社会性の育成といった役割を地域全体で支える環境を整備することで子どもたちの豊かな成長を支えてまいります。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） まさに今、渡邊次長が言われたように子どもたちの経験格差。これ家庭によってはディズニーランド行ってきたとか、高級なホテルに泊まってきたという家庭と、そうはならない、私もこの前聞いて驚いたのですが、小学生の子が言っていたのですが、一回もホテルに泊まったことがないと。そういう家庭、これは仕方ない、今の日本では仕方ないことだと思うのですが、やはり子ども会でそういうところで補う。また、そういう思い出を作ってあげるといのが非常に大事なことだと思います。

その中で今、渡邊次長が言われた関係部局と横断的に連携というところと地域コミュニティの構築、再構築というところがちょっと理解できなかったもので、その辺もう少し説明お願いします。

〔渡邊社会教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） 地域コミュニティの再構築のところですが現在答弁をさせていただいている教育関係、社会教育の分野になるのですが、ここは社会教育というのは幅広い分野ですので福祉、防災、地域振興など多岐にわたるものなのではないかと思っています。

例えば私の方で考えているものとしては健康福祉課、見守り活動や高齢者と子どもの交流事業だったり政策推進課が担っている自治会・町内会との活性化の連携だったり、策定しています地区別計画との連携といったものの想定していますが、これ以外でも役場内の組織全体的なものが全てつながっていくような形になりまして、これを今一度今いる少子化、人が少ない中でどうやって見直していくのか、あるべき姿に持っていくのかというものを来年度、予算的などころも含めて事業も本格的に進めていかなければならないのかなというのもありまして。今ご質問いただいた内容について3月14日になるのですが追分公民館で開催します「あびらコラボセンター」というものを立ち上げていくのですが、その住民説明会を開催させていただきます。ご質問の地域協働活動ってどういうものなんだろう、地域と子どもたちのつながり、また町内全体のつながりってどうしていくんだろうかというところになりますが、国立教育政策研究所の志々田まなみ先生をお招きしながら、そういったご質問や今後どういうふうに取り組んでいくのかを含めながら町民の皆様と考えていきたいと思っていますので、ぜひとも参加いただきたいのと、議会も終わった後になるろうかと思しますので議員の皆様方も多数参加いただきながらこうした問題を考えていただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） その会議は、私も実はもう申し込みは終わっていますが、他の議員さんたちも可能な限り参加していただけたらなというところですね。

それと今渡邊次長いろいろ言われていたのですが、確かに地域学校協働本部、地域学校協働活動。いろいろわからないところが、私も先日追分地区の学校運営協議会でその概要の説明を受けたのですがなかなかわかりづらいものだと思いますので、ぜひそのような専門の方を呼んで説明していただくことになれば住民の方の理解も進むのではないかなと考えています。

それでは最後になりますが、安平町の地域コミュニケーションの強みとして育み、さらなる成長した町に向けての取り組みについて伺います。地区別

計画のこれからについて伺います。達成目標と範囲、どのような形で広げていくのか伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） まず地区別計画の対象範囲の取り扱いについてご説明したいと思います。現時点ではその範囲を早来地区及び追分地区の両地区には広げていくことは困難だと考えています。その主な理由としては、地区別計画の範囲の目安となる小学校区や連合自治会における人口数や自治会町内会数が例えば安平地区では直近の2月末の数字になりますが、人口583人、自治回数4組織に対して追分地区は人口2875人、町内会数12組織と人口数で約5倍、組織数で3倍の現状でして、地区別計画の作成や実践に要する合意形成、まちづくり協議会の立ち上げ、スタッフ体制といった部分から現実的には困難と考えているところです。

次に安平、遠浅両地区における地区別計画の達成目標についてですが、この地区別計画という施策の方向性を確認すると理解が進めやすいという観点からその内容について先にご説明します。第2次安平町総合計画の後期基本計画では基本施策2として協働のまちづくりの施策の方向性を次のように明記しています。「安平町まちづくり基本条例の理念に基づき自治の主役である町民や各種団体、NPO法人と行政がそれぞれの役割を活かし、補完し、協力し合いながら地域課題を解決していくまちづくりを目指します。」と掲げられています。

このように地区別計画を運営実践する両地区のまちづくり協議会は人口減少・高齢化に伴い地域コミュニティの衰退が進む中で行政に頼るだけでなく、自分たちが暮らしている地域を自分たちでデザインし、受け身でなく能動的に運営していくための組織であり、その特徴は自分たちが暮らしている地域の課題解決に向けた計画立案と予算執行という権限と責任を持ちながら従来の自治会だけで解決できない大きな課題を複数の団体と協力して解決していくことを得意とする事業実行型の組織であり、地域の一員としてお互いに補い合いながら地区それぞれの特色に応じた協働のまちづくりの推進に寄与する取り組みであることから、引き続き中長期的にこの取り組みを総合計画の進行管理に基づきながら進めていくことが重要だと考えています。

こうした基本的な考え方に立ちながら引き続き安平町まちづくりファンドや総務省の集落支援員制度、両地区まちづくり協議会の根拠規定となっています地域運営組織制度といった国の制度も上手に活用しながら地区別計画の実践等によって持続可能な協働のまちづくり活動に向けた団体の育成と支援を進めていくこととしています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 反論するわけではないですが、ちょっとお聞きしたいのが2つありまして。

まず一つは安平・遠浅地区でやっている地域おこし協力隊とか集落支援員の方々の負担度って大丈夫なのかなと思うのです。その辺はなかなか来たばかりで地域おこし協力隊も集落支援員もそのために来たのかもしれませんが、何も地元のこと知らない、歴史も知らない方に頼むぞお前らってやられるとそれこそ彼女・彼らは事務的な負担度が大きくなってしまわないかなというのが一つですよね。そうすると依存という言葉自体は私は悪くないと思うのですよ。ただ一つのところに依存を投げるのは当然楽ですもんね。事務的なことを全部やってくれるなら。それは安平・遠浅地区だけでなくて早来も追分も同じ形になると思うのですよね。だって頼んだらやってくれるんだから、それだったらそれでいいだろうっていうところが一つあると思うのですがその辺はいかがですか。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） ご心配してくださっているとおり集落支援員・地域おこし協力隊の任務は幅広く、また地域を知らない中で進めていくことは非常に負担が大きいと認識しています。その負担を軽減する一つのポイントと言いますか、気に掛けているところはその方々を受け入れてくれて一緒に取り組んでくれる位置づけが地域まちづくり協議会でして、ここに地域の人々がしっかりいると。その話し合いで実行していく時に皆さんそれぞれ生活しているいろんな役割を担っていますので、実際に各種団体と調整するのはどうしても時間が必要だったり書類作成が必要だったりしますので、そうした事務的な業務を現在主に担っていただいているということになっています。意思疎通も毎月1回の役員会等やりながら進めていますので、その辺は双方お互いを必要としながら可能な範囲で気をつけながら実行に移してくださっているなど担当としては見ている状況です。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私が言いたい趣旨は、別にそこで集落支援員とか地域おこし協力隊の方ができないからじゃあまた役場でとなるのが私はちょっと

違うなと感じるのですよね。

それと先ほども言いましたように地区別計画で作られた策定の中で早来・追分それと遠浅・安平で違うのは規模とか人数とかその違いだけであってコミュニティが壊れかかっているというのはどちらも一緒だと思うのですよね。そうなるとじゃあ早来・追分もまたそういうのを作れと言われるのか、それともKPIを作るのかどうかわかりませんが、この時点をもって自分たちで自立してやっていってくれと。だって困っている方はもっと他にもいらっしやると思うのですよね。福祉的なことだったり家庭的なことだったり。その辺どう将来お考えかお聞かせください。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） こちらの取り組みは協働のまちづくりを安平町にどのように根付かせていくかが大事な観点だと思っています。地域コミュニティの衰退の観点から言いますと、なぜ安平地区・遠浅地区を先行したかという部分では人口規模のことを先ほど一つ例として申し上げたのですが、もう一つの背景としては小学校が無くなっていった小学校で培っていたコミュニティの部分が失われていくことに対する地域の危機感も強い現状でした。そこを今回、役場の方が主導する形で地域協働実行プラン・地区別計画の策定を実施していったわけですが、制度としては4地区共通にこの制度を使えると構えはしていますので、そこは強制していこうという観点ではなくこの仕組みがよいと、この仕組みで自分たちもやりたい地域課題が特に事業別、先ほどもご説明したとおり協働事項プラン、まちづくり協議会は地域課題を事業ごとに実行して解決していくのが向いている組織ですので、具体的にこの課題を地域で解決していこうと、そのためには皆で一緒にチームを作って、小学校地区単位になりますがやっていこうという意欲と熱意があるのであればその部分を行政がサポートしながら実行していくことは可能かなと考えています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長

○町長（及川秀一郎君） 基本的な仕組みとか今回のご質問、非常に一つ一つが中身が濃くて一つの項目だけでも1時間議論できるようなテーマだと思っています。

地区別計画については今山口課長が答弁したとおり、早来学園ができることによって廃校になると。その後活用だったり、学校区が無くなることによって地域が衰退していくところの全国事例があって、そこを地域の方が不

安をしているといったところを人材的な手当をしながらまちづくりの計画を作って、そこに丸投げするのではなくて地域の方たちが逆にそこに入り込んで橋渡しをしながらさまざまな新たな地域イベントまでしてくれている。それも安平の地域特性、遠浅の地域特性に合った、これまでの歴史をわかっている方たちがメンバーに入っているのです、そこにさらに進化する形での取り組みが進んでいると。

早来地区と追分地区は規模的には大きい、ただ一個一個の単位の自治会・町内会は小さいわけですので、連合町内会、連合自治会といった早来・追分の地域での枠組み、規模が大きくなるかもしれませんが、そこが同じような受け皿になって追分の課題、早来地区の、エリアは大きいですが課題に向き合った中での同様な仕組みということは考えられるんだろうと思いますが、まず急ぐところは安平地区をやって、そして1年ずらして遠浅を今やり始めたということで、そのまちづくり協議会の中で追分地区と協働して何かをやっていただくとか、遠浅ですでに老人クラブで早来の老人クラブと連携をしながら、先ほどシルバーリハビリ体操といったことも組み合わせながら垣根を越えて、まさしく合併20年の安平町といった地域の一体感の醸成に向けた動きも出来はじめていますので、そういったところも見据えながら言われているところ課題、そこは認識共有していますので、大きな課題についてもこれから取り組んでいきたいと考えています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） そういう意味では先ほど渡邊次長が言われていましたコラボセンターというものが、そういうことにこれが担っていくのかなと。地域学校協働活動、学校と入るとどうしても学校がってなってしまうんですけど、結局は地域づくりをどうやっていくかというところに学校も一つ入るといだけの話であって、学校の先生に何かをしてほしいということではないと思うんですね。あくまでも地域の住民たちが自分たちで作っていきこうということになると思います。

それでは一番最後の質問に移らせていただきます。「育てたい・暮らしたい・帰りたい、みんなで未来へ駆けるまち」に向けて、今後どのような住民の行政参加を推進するまちづくり事業を検討していくのか伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 今後どのような住民の行政参加を推進するまちづくりの事業を検討していくのかといった観点でお答えします。

ここでは協働のまちづくりとそのまちづくりを担う人材の育成と確保の観点からお答えします。これまでご説明しました地区別計画という取り組みの特徴は多種多様な地域課題を解決するためには必ず関わり合わなければならない同じ地域に暮らすさまざまな価値観を持った関係者、これら関係者と関係者の間を新たにつないだりつなぎ直したり、時には新しいつながり方をどのようにすればいいのかを作り出していくことが大切な取り組みの一つと認識しています。

また、この地区別計画の実施主体であるまちづくり協議会の取り組みは地域の課題ごとに事業を組むことから、この課題解決に必要な関係者に対して主に働きかけることや、その時々課題に応じて役場の関係部署・社会福祉協議会・民生委員・老人クラブ・子ども会等といった各種団体の該当する関係者と連携して事業を展開するため、当事者以外や事業内容に関係性を持たない方々には見えづらくわかりづらい取り組みも含まれるものの、その一つ一つの取り組みや福祉・防災・生活環境等で織りなす地域コミュニティを支え合う大切な活動を担っているものと考えています。

さらにこうした取り組みを担っているまちづくり協議会は行政に頼るだけでなく自分たちで暮らしている地域を自分たちでデザインして、受け身ではなく能動的に運営していくことを、意欲と思いを持った地域住民で構成されています。このように地区別計画の策定とその実施主体となるまちづくり協議会の取り組みは自分たちが暮らしている地域の課題解決に向けた計画立案と予算執行という権限と責任を持ちながら同じ地域に暮らす住民を新しい視点でつないでいく協働のまちづくりとその担い手の育成確保を同時に推進することができる取り組みと認識していますので、今後も安平町まちづくり基本条例第20条の規定に基づきながら地域課題の解決及び地域の活性化のために行われる広域的な団体活動に対する支援に努めていきたいと考えています。

〔箱崎議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 町長から言われたとおり、本当に重たい話だったのであつという間に残り2分になってしまいました。この2分間で伝えたいことだけ伝えさせていただきます。

先日の新聞報道でも生徒児童の相談相手は親や友人よりAIが一番という結果が出ています。このような背景には親子や地域でのコミュニケーションが成り立たなくなってきたのかなど。安平町はそうではなくて本当に近所のおじちゃんおばちゃんにも気安く喋られるような、どのような構築をしていくのかということが求められていくと思います。

また、子育て世代に選ばれる町ということで今のところ進んでいます、

これ逆を言うと子育てが終われば、じゃあ我々はここでなくてもいいのかなという課題は必ず出てくると思います。そうなった時に地域の温かさ、これは先日私も言われて嬉しかったのですが、たまたま東京とかに行って一年ぐらい不在にして戻ってきたらおかえりと言ってくれるそんな町ないよって。本当に嬉しい言葉でした。

また、そのようなことに我々もそういうことをやっていっている安平町は素晴らしいと思いますので、これから提言という形ではないですが、こんなことあったらいいなということをおっしゃっていただきたいと思います。まず先日、追分小学校で参観日、ここで追分小学校の校長先生が来年度の変更事項を保護者に伝えたいということで集まっていました。私これ集まって聞いている時に思ったのですが、これ若い人達にこっちに来い、こういう会議に出てこいといっても多分出てこないと思うんですよね。そうやって追分小学校の参観日の時には50名以上の保護者が集まっていた。そこに乗り込んで行って5分間ぐらい校長先生に時間を貰って何かを説明して、後はQRコードで読み込んでもらう。これは多分子育て世代の人たちはある程度受け入れてくれていると思うのですよ。そのようなことだったり。

あとはデジタルの活用は、できる・できない話ではなくてやっていかなければいけない話だと思いますので、その辺は高齢者の方から若い人たちへのデジタルというのは安平町いろいろ取り組んでらっしゃると思うのですが、我々なんかも参加している町内会・自治会のその課題もネックの一つであって、これからそういう子育て世代の人を取り込むには多分デジタルがないとなかなか入って来ないと思うのですよね。その辺をこれから安平町として取り組んでいただけたらと思います。

時間も無いのでこれで終わりますが、他にもいくつかありますので、またまちづくりだったりそういう会議で提案したいと思います。以上で箱崎英輔の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で8番、箱崎英輔議員の一般質問を終わります。  
次に1番、工藤秀一議員の一般質問を許します。

**【通告No.2 1番 工藤秀一】**

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 1番、工藤秀一です。4件について質問させていただきます。

はじめに電池による火災の防止について。これちょっと題名悪かったと思

います。電池による火災の防止についてです。まず消防庁の調査結果からリチウムイオン電池等から出火した火災が急増していて、昨年は安平町内のごみ処理施設の火災原因にもリチウムイオン電池の可能性があったとして昨年12月定例会で行政報告をされてきました。行政報告では町は二町組合で原因究明と再発防止のため検証を進め、再発防止策を講じていくこと、さらなる分別の徹底に向けて構成町の広報紙を利用して記事の掲載や周知及び啓発に努めていくことの報告を受けたそうですが、その後の二町組合の取り組みや進捗状況について報告を受けているか。報告を受けていれば、その内容を伺いたいと思います。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 二町組合から報告を受けていますので、その内容についてお答えします。かねてより胆振東部消防組合安平支署により火災原因について調査を行っていましたが、令和8年1月28日付けで調査結果の報告がありました。調査結果では火災が発生したピット内にリチウムイオン電池や乾電池が数本発見されたことから、リチウムイオン電池や乾電池が起因しているものと推測されるものの衝撃を受けた時ではなく、ある程度時間が経過してから発火するものが他に見当たらないこと。また、現場で回収したリチウムイオン電池や乾電池ですが、これらから発火したと思われる痕跡は認められないこと。その他有効な物証が得られなかったことから、火災原因の特定はできないため原因不明との見解があった旨報告を受けています。

また、施設で火災事故が発生すると、ごみ処理ができなくなるほか施設の設備が損傷するなどの被害を受けるため、火災発生後からは受け入れごみを複数人でチェックし分別の徹底を行っているところですが、火災事故を防ぐためには住民皆様のごみ分別に対する意識向上も必要不可欠であると考え、本年4月に構成町の広報紙を利用しまして火災の発生状況や有害ごみの分別方法などを記載した記事の掲載を予定してまして、定期的に注意喚起を行うとともに火災発生時の初期対応も重要であることから消防訓練の実施も検討していると伺っています。

町としても全国的にリチウムイオン電池等が原因となる火災が急増していることは承知していますので、今後はこのような火災が起きないように二町組合とも連携し協力したいと考えています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今の答弁から、安平町のケースでは原因は特定できなかったようですが、消防庁の調査結果を見ましたら廃棄されたリチウムイオン電池等を回収中の塵芥車、ごみ収集車ですね、またごみ処理関連施設から出火した火災件数の推移は年々増加していて、全国で令和4年に150件だったのが今は200件を超えるペースで増えていると。また、この廃棄物の件数を除いた火災件数、このリチウムイオン電池起因に火災が発生した件数は令和4年が年間600件、令和7年の前半までで500件を超えるペースで増えている、年間1000件を超えるペースなのかなと思います。そういったことで製品で見るとそれらがどういった製品から発火しているかということ、よく聞くモバイルバッテリーが一番多いようで、よくテレビ等で報道されて飛行機の中で発火したといった原因になっているかと思いますが、あまり自分に関係ないかなと私思っていたのですが、モバイルバッテリーを持っていないのであまり気にしてなかったのですが、調べてみると多くの製品から出火しているんですね。全国的に見るとコードレスの電動工具またコードレスの掃除機とか使っていない携帯電話、使っている携帯電話でもそうですが、また、おもちゃの製品とか加熱式たばこ、電子たばこなども多くあるようです。あらゆるものに充電式というのがあるので、これらの出火原因としては高温下での使用とか保管、また純正のバッテリーを使わないで他のバッテリーを利用したり外部からの衝撃とか充電方法の誤りなどの原因によって火災が発生していると。利用者にとっては案外電池から発火することの認識ってどんな製品から使われているかという認識があまりないのかなという気はします。そのような状況から、どんな製品からどのような状況で発火しやすくなっているのかといった情報発信って大事ではないかなと思いました。廃棄後の火災も多くありますけども廃棄方法に注意も必要だし、または家庭内にある電池を使っている製品に対しての注意が非常に大事なのではないかなと思います。その注意喚起をこれからやっていかなければならないと思うのですが、その広報などを利用して周知徹底させていただけないかなと思います。考え方を伺いたいと思います。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 先ほど答弁の中でもお答えしたのですが、二町組合の方でも今後、本年の4月号で広報紙掲載するということで準備を進めていると伺っていますのでそれに合わせた形で使用方法、なかなか難しいかもしれませんが、二町組合の方とも協議しながら町民に対して周知をしていきたいと考えています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 補足します。まさしく二町組合で今みたいな、行政報告もさせていただきまし、工藤議員おっしゃられたように今テレビのニュースで飛行機機内に持ち込む、またその持ち込み方だったり、これからその機内の中でモバイルバッテリー自体を使うことも制限しようということもニュースで報じられています。ですから、ことさらモバイルバッテリーだけではないのですが、さまざまな製品に発火の可能性がある充電式の電池が組み込まれていますのでそういった注意喚起だったり、ごみの分別の見直しも昨年もさらに便利にするようになりましたので、これ一回広報したからということではなく、そこで二町組合の中でも定期的に、ここは繰り返し若干テーマも変えながら広報紙だったり違う方法も含めて繰り返しやっていくしかない。これは安平町だけではなく全国的な問題ですので、そういった情報も共有しながら発信に努めてまいりたいと考えています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 出火原因には高温下で置いておくことでの出火とかあるようなので、最近気温も異常気象なのか高温にもなりますし、さまざまな点で発火原因にもなると思います。僕も草刈り機、バッテリー式だけど今まで外に放置することがあったので注意していかなければなと思っています。今後皆さん周知徹底されますようによろしくお願いします。

それでは2件目に移ります。役場に補聴器・集音器の設置についてということで、令和6年6月定例会でも一般質問でお聞きしましたが、その時の答弁で今後行革の部分の施設の一体化とか窓口の一本化でこの話が出てくるものとの答弁もありましたので、その後の状況について再度質問したいと思います。

ほかの自治体などの窓口などの設置が増えていて、耳の聞こえにくい方が安心して来庁いただけるよう導入しているようです。先日、知り合いの聞こえにくい高齢者と苫小牧市役所に行ってきました。庁舎内利用者に貸し出して各窓口で利用できるようになっているので、それを借りて使用してみたいのですが、ストレスなく会話ができて大変喜んでおりました。安平町庁舎内にも同じようなものが設置されていると、来庁もしやすくなるのかなと思います。設置する考えについて伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） ケアプランの作成など、在宅高齢者の生活支援を主に担当している地域包括支援センターの管轄でお答えします。来庁時や訪問時における耳の遠い高齢者との会話について、周囲の状況に応じて声の音量や音域を調整し、ゆっくり・はっきりとした発音で、かつ視覚的な手段も活用しながら表情豊かにコミュニケーションをとることを心掛けていますので高齢者にストレスを与えることなく現状対応できているのではないかと考えています。

苫小牧市の窓口において集音器が設置されたということですが、苫小牧市にお聞きしましたところ、現状では福祉部において1台の設置で、時折利用される方がおられるということだそうです。

地域包括支援センターでは老人クラブや各サロンなどで難聴の講話だったり早期受診の普及啓発活動をしています。また、社会福祉協議会において集音器を無料で貸し出し、支障なければひまわり薬局などで購入していただく事業を昨年から立ち上げています。少しずつ購入者が増えてきていますので、地域包括支援センターとしては生活全般の支援にフォーカスして対応してまいりたいと考えています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 最初に庁舎の対応として、ゆっくり・はっきりとした発音ということでおっしゃられましたけど、私これ質問ちょっと悪かったのかなと思いますが、特に責めているわけではなくて。耳の聞こえにくい方が自分で会話がだんだん成り立たなくなってきた、外に出るとストレスを感じてなかなか外に出られなくなったのが今回の質問の内容であって、役場の対応が悪いとは決して言っているわけではなくて、この答弁でそのように感じたのでお答えします。

本人が対話によって耳の聞こえが悪くなってだんだんと人の集まる場所に行けなくなってきたのが原因で、私も一回行ってみようかと苫小牧市役所に行きましたが、その方はだんだん耳が悪くなってきて病院に行ったら補聴器を付けさせてもらったら非常に雑音とかで会話には使えないなということだったのです。それでもっと良いの無いのと言ったら片耳30万ぐらいかかるんだって、雑音ないものは。それだったら私買えないってことで本人は諦めて意気消沈していたところだったのです。それで苫小牧にイヤホンタイプのやつがあるというのを聞いていたので、苫小牧に行って試してみようかということで行ったのです。そうしたらその機械が本人にはよく聞こえると。遠くの人声まで聞こえるんだということで、そんなに良いものだったら高いのかなと思ったけれども案外手頃な価格だったので。今回、町から支援金とかお金を貰ったので、それで買えるぐらいだったらほしいという

ことで今回購入して本人使っているのです。

なのでそういうことで役場とか今薬局とか地域包括センターでも取り組みをしているようですが、その辺のところまだ周知徹底されていないのかなと思いますので、できればそういった案内も広く案内していただければいいかなと思いますけれども。そういう意味でも庁舎内にあるということが重要かなと思いますので。その辺もう一度検討していただけないかなと思いますけどいかがですか。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 地域包括支援センターとしては難聴の方には社会福祉協議会の方で今回の集音器を貸す出す事業を立ち上げていますので。そこで借りていただいて、同時に難聴の方の病院受診といったことを促すチラシみたいなものも作ってセルフチェックしてもらって、チェックが多い場合は病院に行っていただくという活動をしています。

庁舎内におけるバリアフリー化としては老眼鏡だったり授乳スペース、多目的トイレといった標準の設備に集音器というのもなり得る設備ではないかなとは認識しています。今後、総合計画だったり行政改革の中で協議・検討していく現状を踏まえたいうえで検討していくことが必要だと考えてもいます。

先ほどの議員もおっしゃられたとおり、介護保険の認知症施策においては加齢性の難聴が社会とのつながり低下の一つになるということが評価されている部分もありますので、庁舎での窓口の対策と同時に高齢者の難聴に対する幅広い施策を地域包括支援センターとして検討していくことが求められているのではないかと考えています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 実は苫小牧に行った時に私も実際に付けさせてもらって聞いたのですが、携帯電話でイヤホン付けて耳で聞いた時とほぼ同じレベルで鮮明に聞こえました。なので恐らくあとはボリュームで調整するようになっているので非常に使いやすいのです。そういう機種がいろいろ出てきているので、どれが良いかは私もわかりませんが骨伝導とか軟骨伝導とか耳の縁の柔らかい骨に当てたり、耳を塞がないのが多いのです。耳を塞がないということは雑音も入りづらくて非常にいいと思います。皆さんも一度町内にあるなら耳のいい方でも付けてもらえるとわかるかと思いますが、一度確認してもらって推進していただければと思いますので、どうぞよろしくお願

いします。

次の質問に移ります。次は緊急通報システムについてですが、電話機の横に取り付けた緊急通報装置やペンダントのボタンを押すことで24時間看護師・相談員が対応、緊急度に応じて救急車の出動要請をしたり協力員に連絡をするもので、独り暮らしの高齢者には急な体調不良の備えとして非常に大切なものであると思います。しかし、設置を希望しても利用できない場合があります。町民の方からインターネットで使用している回線の固定電話には緊急通報システムが使用できないと説明を受けたと聞いています。実際に設置しに来てくれたのだけでも、この電話ではこれは使えないという内容だったとは思いますが、それではどうしたら使えるのかなというところも感じているので。ネット回線で固定電話を使用しているにもかかわらず利用できないのかどうかということですが、その辺のところ確認したいと思います。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） ご質問いただいておりますとおり固定電話のアナログ回線と言われるものでして、具体的には黒電話のダイヤル回線、プッシュ回線と言われているもののみが設置できる現状です。

インターネット回線、光回線のことですがNTTのフレッツ光とかドコモ光・ソフトバンク光などがあるようですが、こういった回線の切り替え工事を行った場合、現行の機種は設置できないということになっています。設置のご要望があった際は、担当がご自宅へ出向きながら設置が可能かどうか実際に通信テストを行って実施をしていますが、設置ができなかった場合についてはご丁寧に説明を申し上げましてご理解をいただいている現状となっています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） インターネットにつないで、いろんなゲーム機とかテレビ・パソコンといったものにつないでいると駄目なのか。また、それを切り離したら回線使えるのかどうか。わかれば教えてください。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） そもそもですが、回線の工事をしてしまうとその回線自体が切り替わってしまいますので、現行の機種には対応でき

なくなってしまう。そういったことから一回工事をしてしまうと、その工事については回線がその機種に適合しない状態になりますので、そういった場合は使用ができなくなります。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） では、2番目の質問になりますが。固定電話だけでなく今モバイル型の緊急通報システムを貸与する自治体も増えているようですが、このモバイル型緊急通報システムを利用することは可能なのでしょうか。インターネットにつながっていて現状使えない家庭においても、このモバイル型の緊急通報システムだとそういう家庭でも利用できるのかどうかを確認したいと思います。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） 携帯電話の普及により固定電話を持たない世帯が増加しています。NTTのアナログ電話回線の終了が見込まれていること、光回線への移行など通信環境の多様化などにより少しずつではありますが他自治体においても切り替えを行っているところもありますが、安平町としては現在こういった機種を選定すべきなのか、導入に伴う経費、利用者に対する負担割合など全体的な議論が必要と考えています。高齢者の方々にとって使い慣れた固定電話は安心感のある通信手段であることは十分に認識しており、システム変更が必要となる場合には利用者の不安を解消し、円滑に移行できるよう丁寧な説明と支援が必要と考えています。

スマートフォンの普及によりアプリの活用も一つの選択肢ですが、特に冬期間の高齢者事故として多いヒートショックそのものの発生を防ぐことはできません。ヒートショックは急激な温度変化によって血圧が大きく変動し、心筋梗塞や脳卒中を引き起こす危険性があり、入浴時やトイレにおいて健康リスクが高まることもこれまでの健康教育などを通じて改めて取り組む必要があると考えています。

ご参考までに申し上げますが、令和8年度予算において先進自治体に対する視察研修費用も計上させていただいていますので、こういった導入事例などを参考として早い時期に新システム導入に向けて調査研究を進めてまいりたいと考えています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） これから対策というか調査研究を進めていっていただけるということで、利用したい人が皆さん利用できるようにしていただければいいかと思っておりますのでよろしくお願いします。

では、次に4つ目の質問に行きます。4番目は早来地区のパークゴルフ場についてです。安平町内のパークゴルフ場は主に追分地区の安平山パークゴルフ場と早来地区の佐藤農園パークゴルフ場が主に利用されていましたが、佐藤農園さんが昨年で閉園となりました。早来地区のパークゴルフ愛好者にとっては安平山パークゴルフ場に通うことは現状難しい状況にあってパークゴルフ高齢者にとってとても残念な状況になっています。それで早来地区のときわパークゴルフ場などを再整備していただくなど、新しいパークゴルフ場を作ることを含めて考えを伺いたいと思います。

〔土木公園担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 最初に町が管理する早来地区のパークゴルフ場の現状についてご説明をさせていただきます。早来地区の運動公園である安平町ときわ公園内には元々2か所のパークゴルフ場があり、ときわキャンプ場には有料パークゴルフ場、町民の森には無料のパークゴルフ場がありました。有料パークゴルフ場に関してはときわキャンプ場を指定管理方式にすべく利用者及び収入の増加を図るためオートサイトを開設する必要がある、有料パークゴルフ場の敷地がオートサイトに最適であると判断しました。廃止するにあたっては事前に早来地区のパークゴルフ協会のご意見を聞きながら決定することとしていましたのでご意見を伺ったところ、無料のパークゴルフ場を存続しつつ有料パークゴルフ場を廃することについてご理解いただきました。

次に本題でありますパークゴルフ場の再整備をすることについての考えはあるかということですが、恐らく芝生の管理が行き届いていないご指摘かと思っておりますので、そのことについてご答弁申し上げます。町民の森にある無料のパークゴルフ場は林間コースとして木々が生い茂る中に作られたパークゴルフ場であるため、日陰ができ日照時間も限られることから芝の育成も他のパークゴルフ場と比べて良い状態とは言えませんが、生育が悪い場所に種まきをしながらできる限りプレーに支障がないよう管理をしています。草刈りについても年に26回以上行っていますし、肥料の散布についても春と秋の2回実施している状況ですので芝の管理は適切に行っていますが、先ほども言いましたように林間コースであることをご理解願いたいと思います。

担当課としては、無料の鹿公園及びときわ公園パークゴルフ場は健康管理や練習場としてご利用していただき、本番コースとして安平山パークゴルフ

場や民間のパークゴルフ場をご利用願いたいと考えています。現状維持を今後も継続するものとしますが、再整備については当面行わないものをご理解願いたいと思います。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） いろいろ維持管理に努めていただいていることは理解させていただきました。ただ、今年安平町早来パークゴルフ協会が創立30周年の節目を迎えてこの度記念として記念誌も作られたのですが、及川町長また多田議長、井内教育長からもお祝いに寄稿をいただきました。私も一会員としてお礼申し上げたいと思いますが、町長の寄稿を引用させていただきますが「パークゴルフは無理なく続けられる運動として健康づくりに寄与し、競技の中では自然と対話や協力が生まれるまさに人をつなぐ力を持つスポーツです。安平町はこうした価値を大切に協会の皆様と連携しながら誰もが笑顔を集える環境整備とスポーツを通じた地域の賑わいづくりをさらに進めてまいります。」とありました。まさにそのとおりの思いでした。また、多田議長からは「パークゴルフは年齢を問わず多くの方々が親しめる生涯スポーツとして心身の健康保持のみならず加齢に伴う孤立感の緩和や認知機能の維持にも寄与する、地域にとって極めて意味深い競技となっています。」と、ありました。本当にそのとおりの思いでした。また、井内教育長からは「この10年は震災や感染症の流行など社会全体が不安を抱えた時期とも重なります。そうした時に屋外で適度な距離を保ちながら取り組めるパークゴルフは多くの町民に心身のバランスを整える場となりました。自然の中で体を動かす穏やかな時間が日々の生活を支える一助となってきたことは改めて見逃すことができない点です。」とありました。本当にそのとおりの思いでした。寄稿いただいたとおりの人をつなぐ力を持つスポーツであって年齢を問わず親しめる生涯スポーツです。自然の中で体を動かす心身のバランスを整える場となっています。また、追分高校の体育事業にもなっていて協会員は授業にもアドバイザーとして参加しています。今後は40周年目指して頑張っまいりますということで、皆さん高齢化になってきましたが存続をずっと願っている状況です。

このような中で早来地区からパークゴルフ場が無くなることは非常に残念に思っていますので、代わりになるパークゴルフ場も今答弁いただきましたが、これからも整備をやっていってもらって長く続けていけるようになるようにお願いします。また、これからもパークゴルフ場をパークゴルフ人口が減らないような取り組みも町も含めて一緒にやっていけたらと思っていますが、その辺の考えもいただければと思います。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 只今、工藤議員から2月8日に早来のしばらくさんの方で30周年の記念式典とその終わった後引き続いての記念の交流会が行われました。現在の会長だけでなく歴代の会長さんにも表彰だったり記念撮影も含めて非常に和やかな式典になったのではないかと思います。今、工藤議員からパークゴルフの有用性については我々の記念誌に寄稿した内容をかい摘まんでご紹介もいただきました。まさにそのとおりです。

しかしながら、幕別の方で発祥した早い段階で早来のパークゴルフ協会を立ち上げられてきたという歴史も多くの方が語っていました。私としても有用性は理解しながら先ほど塩谷課長の方で答弁した無料のパークゴルフ場が2か所、1か所これは胆振管内だけでなく近隣でも屈指の芝の状態だと評価いただいている安平山パークゴルフ場についてもちょうど自分が町長就任してすぐ経営が赤字になって存続できないということから町営に切り替えた経過があります。他の周辺の市町のパークゴルフ場が相次いで閉鎖する中、また町内のパークゴルフ場も閉鎖が続いてきましたので、そういった意味では寂しい思いはしますが、逆に町外からも多くの愛好者が来ていただきながら帰りにはぬくもりの湯に寄っていただいたり、また道の駅にも寄っていただいて回遊交流の一役も担っていただいているパークゴルフ場だとは認識しています。

こういった現状を維持するだけでも大変なこの施設は、事務報告にもありますとおり大きな赤字施設になっていますが、それに代え難い健康増進の有益な施設だと認識していますので、何とかこういったことをつないでいける、そして若い方が少しでも会員として入っていただけたり取り組みができるようなことを一緒に町も考えていければと思っています。

また、次の質問の内容もその30周年の中で前の会長さんが言われていたこと、それをすぐ持ち帰って検討に入らせていただいた結果についてこの後答弁させていただけばと思っていますので、ちょっと距離感は出てくるかもしれませんが、早来の方が追分に行く交通手段は本当に限られて無いに等しいということ、そこを何か制度を見直して今あるものをうまくつなぐ中で安平山パークゴルフ場に通えるようなこともすでに内部で検討していますので、この後のご質問の中でお答えさせていただければと思っています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） パークゴルフの存続に向けていろいろ取り組んでいただけるということで感謝申し上げます。また、今町長がおっしゃったように高

齢化も含めて問題もありますので質問させていただきます。

早来地区から追分地区の安平山パークゴルフ場に通うには免許返納した高齢者にとっては現状、交通手段が乏しくて循環バスの停留所がほしいところなのですが、この後どのような考えがあるか伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 先ほど町長からもご説明がありましたとおり、この間運行事業者とも協議してきた内容等について少し詳しく説明したいと思います。

循環バスの停留需要、安平山パークゴルフ場の近くに新たに設置してほしいということでしたが、結論から申し上げますと安平山パークゴルフ場の近くに新たなバス停を設置することは循環バスでは困難であり、デマンドバスであれば検討が可能と考えています。まず循環バスで困難である理由を申し上げますと、循環バスは町内4地区追分から安平・早来・遠浅を縦断する公共交通であり、JR駅との接続や苦小牧・千歳・厚真方面につながるあつまバスの接続、特に通学や通勤・通院・買い物等に配慮した運行ダイヤを組んでいる状況にあり、JRからのバスの乗り継ぎにあたっては足腰の弱いご老人やアイスバーンの冬道運行の時などはすでに乗り継ぎがギリギリになっている運行ダイヤの現状にあることから運行事業者とも相談した結果、現行ルートから離れた場所に新しい停留所を設置するのは困難であるという協議の状況になっています。

次にデマンドバスの検討の可能性について申し上げます。昨年12月10日から27日の18日間に実施した公共ライドシェアの実証運行の結果を受け、安平町の循環バス・デマンドバス・ハイヤー等といった公共交通体系の最適化についてはデマンドバスの利用性向上と利用者増加に向けた改善策の有効性が明らかになってきました。そこで令和8年度では現行のデマンドバスの運行ルールの見直し作業に着手していく予定となっています。具体的には新しい配車システムMITTを導入し、その機能を最大限活用することを目指して1時間に1本の時間制限方式となっている運行ルールを予約に応じたランダム運行方式に見直していくほか、乗車する1時間前としている予約方式もいつでも予約方式に見直すことはできないかなど運行ルールの大幅な条件緩和を行った時に実際に現場を預かっているドライバーや受付スタッフが対応できるのかどうか、これを見極めるための実証運行を早ければ6月以降に実施できるように準備しているところです。この実証運行に合わせて現行ルールのままでは対応できない早来地区からお住まいの方が循環バスやJRを利用して追分地区まで行った後、追分駅からデマンドバスに乗り継いで安平山パークゴルフ場に行くことが可能になるようなことを想定し

たルールの見直しについても検討していきたいと考えています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 補足します。工藤議員も先ほどおっしゃっていたパークゴルフの30周年記念式典の中で、複数の方が1週間に1回でもいいからバスを早来から追分という願いでした。ただ1週間に1回、その日が雨であればできないと。そうではなく行きたい時に曜日を選ばないで1回乗り換えはあるかもしれないですが、それをするだけで便利に移動できることがその際にいろいろな方にお話をいただいてご要望いただいたことをさらに良い方向に見直すことができるのではないかと。ただそこは先ほど答弁を山口課長がしましたとおり、今までの想定は早来の方は早来での利用ということ想定してデマンドバスを設計されているものですから、早来から追分までみたいなことは想定していなく、そこら辺については公共交通会議だったり運輸局だったり手続きを踏まえながら最短で申し上げましたが来年度の早い段階でご期待に応える方向になればいいなと思って、その式典が終わった次の日すでに担当課とは打ち合わせをして検討に入っているということですので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 本当は使う側にとっては循環バスで1回乗ったら降りるところがパークゴルフ場というのが一番いいのですが、いろいろ困難なことは理解しました。

ただ、乗り継いだ利用料金も両方払わなければならないこともあって、その辺どのようにお考えか伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） デマンドバス300円となっていてどうしてもその分かかるのですが、循環バスが200円、デマンドバス300円と。例えば80歳以上の方になるのですが、現在も共通乗車回数券を福祉助成という形で交付していますので、そうしたものを上手に活用していただくとありがたいと考えています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私もいろいろ考えたのですが、例えば4人に乗ってタクシーで行っても半額助成してもらえれば結構安上がりかなというものもあるのですが、4人揃わないと2人だと結構高いかなと思ったり、いろいろケースがありますが、何かそういう意味で補助金とかいただければありがたいなと思いますけど、その辺検討いただきながら今後のことを条例作っていただきたいと思います。何とか皆さんが健康的に動けますようにどうかよろしくをお願いします。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今、利用料金の課題についてもお話いただきました。町としては新たな支出増にならない、負担増にならないような中で何か最適化が図れないかという、これまでもいろんな事業で絞ってきましたので、そういったことをやることによってさらに違うプラス効果も生まれてくるでしょうし、パークゴルフ場だけでなく違うところにも降りてお立ち寄りいただいて、またそこで飲食だったり道の駅に寄ったり、冒頭申し上げたダイナックスのワイナリーも運転しないわけですから飲酒もできるわけですので、何か相乗効果を生まれるようなことがスタート時点でできるかどうかわかりませんが、一緒にご相談させていただきながらいい方向に持っていくようにと思っています。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。これで質問を終わりたいと思います。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。

---

## ◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮り致します。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会します。なお、明日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦勞様でした。

延会 午後 4時45分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

---

署名議員

---

署名議員

---